



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

○ 畳表の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件 (農林水産一〇〇)

〔その他告示〕

○ 一般社団法人日本セキユリテイ協会から講習会を行う事務所所在地の変更の届出があった件 (国家公安委二)

○ キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務三八)

○ ソロモン諸島政府に対する贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件 (同三九、四〇)

○ フィジー共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同四一、四二)

○ 保安林の指定をする件 (農林水産一〇一〜一〇七)

○ 保安林の指定施業要件を変更する件 (同 一〇八〜一一二)  
○ 種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件 (同 一一三〜一二四)

○ 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件 (経済産業六)

○ 都市計画に関する件 (国土交通二五三)

○ アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件 (防衛三七)

○ 道路に関する件 (東北地方整備局一九)

○ 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新をした件 (同二〇)

○ 道路に関する件 (近畿地方整備局四、五)

○ 道路に関する件 (中国地方整備局九、一〇)

〔人事異動〕

内閣 法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

北海道開発局公示 (北海道開発局)

日本国に帰化を許可する件 (法務省告示配一五)

〔公 告〕

諸事項

官庁

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係 会社その他

法規的告示

○ 農林水産省告示第百号 日本農林規格等に関する法律施行規則 (令和四年財務省・農林水産省令第三号) 第十七条の規定に基づき、畳表の格付の表示の様式及び表示の方法 (平成十三年農林水産省告示第二百三十一号) の一部を次のように改正し、公示の日から施行する。 令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和 (次のよう) は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。

その他告示

○ 国家公安委員会告示第二号 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) 第二十三条第三項の規定により登録した一般社団法人日本セキユリテイ協会から講習会を行う事務所所在地の変更の届出があったので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。 令和八年二月五日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

一 講習会を行う事務所所在地 (一) 変更前 東京都千代田区内神田一丁目九番十二号興亜第二ビル二階 (二) 変更後 東京都台東区東上野三丁目十三番五号深谷ビル三〇二

二 変更年月日 令和七年十二月一日

○ 外務省告示第三十八号

令和七年十二月十七日にタラワで、キリバス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がキリバス共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与の額 四億円

3 贈与の供与期限 令和九年十二月三十一日

4 署名者

日本側 鈴木秀幸在キリバス臨時代理大使

キリバス側 テケールウア・タラシ インフラ・持続可能エネルギー大臣

令和八年二月五日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第三十九号

令和八年一月十四日にホニアラで、ソロモン諸島政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与の額 一億四千七百万円

3 贈与の供与期限 令和十年一月三十一日

4 署名者

日 本 側 丸尾克昌在ソロモン臨時代理大使  
ソロモン側 ピーター・シャネル・アゴバカ外務貿易大臣

令和八年二月五日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第四十号

令和八年一月十四日にホニアラで、ソロモン諸島政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与の額 一億八千三百万円

3 贈与の供与期限 令和十年一月三十一日

4 署名者

日 本 側 丸尾克昌在ソロモン臨時代理大使  
ソロモン側 ピーター・シャネル・アゴバカ外務貿易大臣

令和八年二月五日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第四十一号

令和八年一月八日にスバで、フィジー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与の額 八億五千五百万円

3 贈与の供与期限 令和十年一月三十一日

4 署名者

日 本 側 高田勇深在フィジー大使館参事官  
フィジー側 マジウ・ナルミサ住宅・地方大臣

令和八年二月五日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第四十二号

令和八年一月九日にスバで、フィジー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与の額 八億六千四百万円

3 署名者

日 本 側 高田勇深在フィジー大使館参事官  
フィジー側 ロ・フィリペ・トウイサワウ公共事業・気象サービス・運輸大臣

令和八年二月五日

外務大臣 茂木 敏充

○農林水産省告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 島根県雲南市吉田町民谷字宇山一八七の一、一八七の五、一八七の八

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。  
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百二号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 栃木県栃木市大平町西山田字平野三五〇三の一、三五〇三の六、三五〇四、字内堀山三五〇五の一（次の図に示す部分に限る）、三五〇五の三

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。  
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 島根県雲南市吉田町深野字深野三一三の二、五五九の一、五五九の四

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。  
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百三三号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 島根県邑智郡美郷町上野六五九の一、一〇三五の二、一〇三五の三、一〇三五の五、一〇七五の一、一〇七六の二、一〇七七の一、一〇七七の二、一〇七八、一〇七九の三、一〇七九の四、一〇七九の六

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。  
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百五号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 島根県益田市匹見町紙祖イ一五一九、イ一八〇五、イ一八一四、イ一八一四の一、イ一八一六からイ一八一八まで、イ一八一七の一、イ一八一八の統一、イ一八一八の統一、イ一八一八の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。  
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百五十五号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 島根県益田市匹見町紙祖イ一五一九、イ一八〇五、イ一八一四、イ一八一四の一、イ一八一六からイ一八一八まで、イ一八一七の一、イ一八一八の統一、イ一八一八の統一、イ一八一八の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。  
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 佐賀県唐津市相知町平山上字南川原甲三九六の八三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南川原甲三九六の八三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 京都府南丹市美山町音海廻り尾五五から六〇まで

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福井県坂井市丸岡町上竹田六四四鶴谷一、三から九まで、一五、二二、六五字皿谷一五の一、七三字榎木谷の一、二、三、四の二

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福井県坂井市丸岡町大字未定長畝外参ヶ共有六字霞谷の一、七字滝ヶ谷の一、一四字向谷の一、一五字去岸上二の一、一六字刈安谷の一、一八字東間谷一、二〇字仏谷の一

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北海道中川郡本別町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 三重県多気郡大台町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県東白川郡矢祭町大字内川字津木五一の三から五一の五まで（以上三筆国有林）、五一の二、字西原一〇三の四（国有林）、一〇三の二、大字茗荷字大枇杷沢二の一、二の二、字大沢四二、四五の一から四五の四まで、字入川崎一〇、二三、三三、三三、三五の一から三五の七まで、三六の二、三九の一、三九の二、字滝ノ上三五の三、三五の五、大字関岡字高谷畑二二の二、二五の一、二五の二、字芝一三六の一、一三六の三、一三六の四、一三六の六から一三六の一〇まで、大字金沢字中野沢一の一から一〇まで、字吉ヶ沢三

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

農林水産大臣 鈴木 憲和

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月一日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 1 登録番号 第27888号
- 2 登録年月日 令和2年3月30日
- 3 農林水産植物の種類 *Dahlia Cav.*
- 4 登録品種の名称 マスキュリン
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 木村達雄 群馬県富岡市妙義町岳328-4

- 1 登録番号 第27911号
- 2 登録年月日 令和2年3月30日
- 3 農林水産植物の種類 *Rosa L.*
- 4 登録品種の名称 GRA121581
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Interplant Roses B.V. Broekweg 5, 3956NE Leersum, The Netherlands

- 1 登録番号 第29168号
- 2 登録年月日 令和4年3月29日
- 3 農林水産植物の種類 *Bidens L.*
- 4 登録品種の名称 FW15-S-27
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 西川公一郎 岡山県勝田郡奈義町行方431-2

- 1 登録番号 第29170号
- 2 登録年月日 令和4年3月29日
- 3 農林水産植物の種類 *Bidens L.*
- 4 登録品種の名称 FH15-S-25
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 西川公一郎 岡山県勝田郡奈義町行方431-2

- 1 登録番号 第29171号
- 2 登録年月日 令和4年3月29日
- 3 農林水産植物の種類 *Bidens L.*
- 4 登録品種の名称 SUNBIDEVB 5
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 サントリーフローズ株式会社 東京都港区芝4丁目17番5号

- 1 登録番号 第29188号
- 2 登録年月日 令和4年3月29日
- 3 農林水産植物の種類 *Dianthus caryophyllus L.*
- 4 登録品種の名称 KLED17AQ 6
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Selecta Cut Flowers S.A. Av Beniamino Farina, 135, 1, Mercat Flor I Planta, Vilassar de Mar, CP 08340, Spain

- 1 登録番号 第29209号
- 2 登録年月日 令和4年3月29日
- 3 農林水産植物の種類 *Fuchsia L.*
- 4 登録品種の名称 Blutini
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Christian Unger Robert Koch Str. 7DE-67551 Worms, Germany

- 1 登録番号 第29218号
- 2 登録年月日 令和4年3月29日
- 3 農林水産植物の種類 *Nymphaea L.*
- 4 登録品種の名称 シキ
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 加藤宣幸 三重県四日市市中浜田町2-13

- 1 登録番号 第29224号
- 2 登録年月日 令和4年3月29日
- 3 農林水産植物の種類 *Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.*
- 4 登録品種の名称 エンジェルピンク
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 中村一己 静岡県沼津市大岡3758-3

○農林水産省告示第百十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月二日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 1 登録番号 第18155号
- 2 登録年月日 平成21年4月2日
- 3 農林水産植物の種類 *Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip. x Chrysanthemum carinatum Schousboe*
- 4 登録品種の名称 ガーネットクイーン
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 静岡県 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

- 1 登録番号 第18201号
- 2 登録年月日 平成21年4月2日
- 3 農林水産植物の種類 *Zinnia L.*
- 4 登録品種の名称 SAKZIN008
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号

○農林水産省告示第百十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月八日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 1 登録番号 第29615号
- 2 登録年月日 令和5年4月6日
- 3 農林水産植物の種類 *Petunia Juss.*
- 4 登録品種の名称 MIPEHQ407
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 株式会社ニヨシ 東京都世田谷区八幡山2丁目1番8号

- 1 登録番号 第29618号
- 2 登録年月日 令和5年4月6日
- 3 農林水産植物の種類 *Petunia Juss.*
- 4 登録品種の名称 KEIPEBRAINEM
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地

- 1 登録番号 第29633号
- 2 登録年月日 令和5年4月6日
- 3 農林水産植物の種類 *Petunia Juss.*
- 4 登録品種の名称 INPETLOROPL
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 株式会社ハクサン 愛知県日進市岩藤町三番割321番地1

- 1 登録番号 第29645号
- 2 登録年月日 令和5年4月6日
- 3 農林水産植物の種類 *Rosa L.*
- 4 登録品種の名称 EVERA441
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 株式会社ハクサン 愛知県日進市岩藤町三番割321番地1

○農林水産省告示第百十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月十五日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 登録番号 第24276号
- 登録年月日 平成27年4月14日
- 農林水産植物の種類  
Hydrangea L.
- 登録品種の名称 雲居鶴
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
杉本佳洋  
東京都板橋区小茂根5-3-11

- 登録番号 第25962号
- 登録年月日 平成29年4月12日
- 農林水産植物の種類  
Rosa L.
- 登録品種の名称 TAN08888
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
Christian Evers  
Langes Hofkoppel 6, 25436 Uetersen, Germany

○農林水産省告示第百十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月十七日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 登録番号 第30193号
- 登録年月日 令和6年4月16日
- 農林水産植物の種類  
Chrysanthemum L.
- 登録品種の名称 秀かいり
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
佐藤淳一  
広島県福山市新市町大字金丸673番地

- 登録番号 第30194号
- 登録年月日 令和6年4月16日
- 農林水産植物の種類  
Chrysanthemum L.
- 登録品種の名称 秀あいらん
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
イノチオ精興園株式会社  
広島県府中市鶴飼町531-8

- 登録番号 第30195号
- 登録年月日 令和6年4月16日
- 農林水産植物の種類  
Chrysanthemum L.
- 登録品種の名称 秀香
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
佐藤淳一  
広島県福山市新市町大字金丸673番地

- 登録番号 第30207号
- 登録年月日 令和6年4月16日
- 農林水産植物の種類  
Chrysanthemum L.
- 登録品種の名称 秀こりゅう
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
佐藤淳一  
広島県福山市新市町大字金丸673番地

○農林水産省告示第百十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月十九日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 登録番号 第22562号
- 登録年月日 平成25年4月18日
- 農林水産植物の種類  
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch
- 登録品種の名称 SYEP22432
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
Syngenta Crop Protection AG  
Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland

○農林水産省告示第百十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月二十二日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 登録番号 第29660号
- 登録年月日 令和5年4月20日
- 農林水産植物の種類  
Calibrachoa Cerv.
- 登録品種の名称 Balcongrissim
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
Ball Horticultural Company  
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA

- 登録番号 第29665号
- 登録年月日 令和5年4月20日
- 農林水産植物の種類  
Calibrachoa Cerv.
- 登録品種の名称 BBCAL85805
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
Plant 21, L.L.C.  
32019 Aquaduct Road, Bonsall, California 92003, USA

○農林水産省告示第百二十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月二十四日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 登録番号 第27440号
- 登録年月日 平成31年4月23日
- 農林水産植物の種類  
Rosa L.
- 登録品種の名称 KIMbreath
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
株式会社キムラ企画  
埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4425-1

○農林水産省告示第百二十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月二十五日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 登録番号 第26800号
- 登録年月日 平成30年4月24日
- 農林水産植物の種類  
Petunia Juss.
- 登録品種の名称 Sunbui Mihyaku
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
サントリーフラワーズ株式会社  
東京都港区芝4丁目17番5号

- 登録番号 第26803号
- 登録年月日 平成30年4月24日
- 農林水産植物の種類  
Petunia Juss.
- 登録品種の名称 Sunsurf Saikuni
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
サントリーフラワーズ株式会社  
東京都港区芝4丁目17番5号

- 登録番号 第26804号
- 登録年月日 平成30年4月24日
- 農林水産植物の種類  
Petunia Juss.
- 登録品種の名称 Sunpetu 552
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
サントリーフラワーズ株式会社  
東京都港区芝4丁目17番5号

- 登録番号 第26805号
- 登録年月日 平成30年4月24日
- 農林水産植物の種類  
Petunia Juss.
- 登録品種の名称 Sunpet 1661
- 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
サントリーフラワーズ株式会社  
東京都港区芝4丁目17番5号

- 1 登録番号 第26816号
- 2 登録年月日 平成30年4月24日
- 3 農林水産植物の種類  
Petunia Juss.
- 4 登録品種の名称 Sunpet 1992
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
サントリーフラワーズ株式会社  
東京都港区芝4丁目17番5号

- 1 登録番号 第26817号
- 2 登録年月日 平成30年4月24日
- 3 農林水産植物の種類  
Petunia Juss.
- 4 登録品種の名称 Sunpet 4571
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
サントリーフラワーズ株式会社  
東京都港区芝4丁目17番5号

- 1 登録番号 第26818号
- 2 登録年月日 平成30年4月24日
- 3 農林水産植物の種類  
Petunia Juss.
- 4 登録品種の名称 Sunpet 1942
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
サントリーフラワーズ株式会社  
東京都港区芝4丁目17番5号

- 1 登録番号 第26819号
- 2 登録年月日 平成30年4月24日
- 3 農林水産植物の種類  
Petunia Juss.
- 4 登録品種の名称 Sunsurf Miyarona
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
サントリーフラワーズ株式会社  
東京都港区芝4丁目17番5号

- 1 登録番号 第26820号
- 2 登録年月日 平成30年4月24日
- 3 農林水産植物の種類  
Petunia Juss.
- 4 登録品種の名称 Sunpet 3674
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
サントリーフラワーズ株式会社  
東京都港区芝4丁目17番5号

○農林水産省告示第百二十一号  
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 1 登録番号 第25971号
- 2 登録年月日 平成29年4月25日
- 3 農林水産植物の種類  
Calibrachoa Cerv.
- 4 登録品種の名称 PAS1020307
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
Ball Horticultural Company  
622 Town Road West Chicago, Illinois  
60185 USA

- 1 登録番号 第25976号
- 2 登録年月日 平成29年4月25日
- 3 農林水産植物の種類  
Dianthus caryophyllus L.
- 4 登録品種の名称 BRESB13240
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
Breier Haim Ilan  
Bnei Zion 6091000, Israel

- 1 登録番号 第25984号
- 2 登録年月日 平成29年4月25日
- 3 農林水産植物の種類  
Hydrangea L.
- 4 登録品種の名称 ポージブーケ ビビアン
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
坂本正次  
群馬県桐生市黒染根町下田沢2822番地10

○農林水産省告示第百二十三号  
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月二十九日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 1 登録番号 第25184号
- 2 登録年月日 平成28年4月27日
- 3 農林水産植物の種類  
Cymbidium Sw.
- 4 登録品種の名称 春祭り
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
株式会社向山蘭園  
山梨県甲州市塩山熊野274番地

- 1 登録番号 第25186号
- 2 登録年月日 平成28年4月27日
- 3 農林水産植物の種類  
Humulus lupulus L.
- 4 登録品種の名称 フラノ0204A号
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
サッポロビール株式会社  
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号

○経済産業省告示第六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百五十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百六十一号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年二月六日から施行する。

令和八年二月五日

経済産業大臣 赤澤 亮正

災 害 名	地 域	指 定 の 期 間
令和七年台風第二十一号に伴う災害	東京都 島しょ八丈町	令和七年十月八日から令和八年五月五日まで

○国土交通省告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月五日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 施行者の名称 国土交通大臣
- 二 都市計画事業の種類及び名称 和歌山都市計画道路事業3・4・13号貫志琴ノ浦線
- 三 事業施行期間 自令和二年四月三十日至今和十三年三月三十一日
- 四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

○防衛省告示第三十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和八年二月三日次のとおり決定された。

令和八年二月五日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設  
◎共同使用

施設番号 施設名 所在地名 所有関係  
四〇九二 岩国飛行場 岩国市 国有

土地・約九一五、〇〇〇平方メートル  
建物・約一八、〇〇〇平方メートル  
訓練施設として共同使用する。  
使用期間…令和八年二月九日から同  
年三月十四日までの間

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係  
五一一五 新田原飛行場 宮崎県児湯郡新富町 国有

土地…約五九、〇〇〇平方メートル  
建物…約五、二〇〇平方メートル  
訓練施設として追加提供する。  
使用期間…令和八年三月九日から同月十九  
日までの間  
二 必要に応じ、訓練の展開及び撤  
収のための追加期間  
航空自衛隊新田原基地の施設の一部  
を、地位協定第二条第四項b)の適用  
ある施設及び区域として提供する。  
提供期間中は、地位協定の関連ある  
条項が適用される。

◎東北地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年二月五日  
道路の種類 一般国道  
路線名 四十八号  
道路の区域

Table with 4 columns: 区, 間, 変更前後, 敷地の幅員延長

◎東北地方整備局告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十六年東北地方整備局告示第七十号の一部を次のように改正する。  
令和八年二月五日

別表の項中「二」の「確認検査の業務を行う事務所の所在地」を「宮城県仙台市泉区泉中央三丁目二番三号ルーセント二、二階」に改め、「指定をした日」を「令和七年十二月二十八日」に改める。  
◎近畿地方整備局告示第四号  
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日  
近畿地方整備局長 齋藤 博之

(一) 道路の種類 一般国道  
(二) 路線名 一号  
(三) 道路の区域

Table with 4 columns: 区, 間, 変更前後, 敷地の幅員延長

◎近畿地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年二月五日

Table with 4 columns: 路線名, 供用開始の期日, 区間, 敷地の幅員延長

◎中国地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年二月五日

Table with 4 columns: 路線名, 供用開始の期日, 区間, 敷地の幅員延長

◎中国地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年二月五日

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 敷地の幅員延長

Table with 4 columns: 区, 間, 変更前後, 敷地の幅員延長

(四) 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局広島国道事務所

人事異動

内閣

最高裁判所判事に任命する(二月二日) 阿多 博文

(東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事) 簡易裁判所判事兼判事 菊池 憲久

判事兼簡易裁判所に任命する(東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事) 判事兼簡易裁判所判事 上拂 大作

法務省

(東京高等検察庁検事法務省刑事局国際刑事管理官) 検事 栗木 傑

かねて法務省刑事局公安課長に充てる(東京高等検察庁検事法務省刑事局公安課長) 同 山口修一郎

法務省刑事局公安課長に充てることを解く(以上一月二十六日) 御祝電 天皇陛下は、スリランカの独立記念日につき、二月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

難民審査参与員に任命する(和歌山地方検察庁次席検事) 吉田 徹

検事

花輪 一義

かねて和歌山地方検察庁田辺支部勤務を命ずる

かねて和歌山地方検察庁新宮支部勤務を命ずる

かねて和歌山地方検察庁新宮支部長を命ずる

(和歌山地方検察庁田辺支部長) 谷口 大和

兼和歌山地方検察庁新宮支部長) 同

辞職を承認する(以上一月三十一日)

皇室事項

認証官任命式

二月二日午後七時、宮中において、最高裁判所判事阿多博文の認証官任命式が行われた。

御弔電

天皇陛下は、スウェーデン王族デジレー王女薨去につき、二月二日同国王陛下へ御弔電を発せられた。

天皇陛下は、スリランカの独立記念日につき、二月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

北海道開発局長 遠藤 達哉

(一) 道路の種類 一般国道  
(二) 道路の線名 二百七十六号及び四百五十三号  
(三) 占用を制限する区域

区域

伊達市大滝区清陵町一八番一地先まで

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

備考

北海道開発局長 遠藤 達哉

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

令和八年二月五日

北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

北海道開発局長 遠藤 達哉

(一) 道路の種類 一般国道  
(二) 道路の線名 二百七十六号  
(三) 占用を制限する区域

区域

伊達市大滝区清陵町一八番一地内

伊達市大滝区清原町一五八番一から同市大滝区清原町一六八番一まで

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

令和八年二月五日

北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

北海道開発局長 遠藤 達哉

(一) 道路の種類 一般国道  
(二) 道路の線名 二百七十四号  
(三) 占用を制限する区域

区域

北海道勇払郡むかわ町字徳別長和国有林胆振東部森林計画区胆振東部森林管理署二一四四林班か小班地内

北海道勇払郡むかわ町字徳別長和国有林胆振東部森林計画区胆振東部森林管理署二一四四林班か小班地内

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

備考

北海道開発局長 遠藤 達哉

- (五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- (六) 占用の制限の開始の期日 令和八年二月五日
- (七) 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年二月五日 北海道開発局長 速藤 達哉

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 二百三十五号
- (三) 占用を制限する区域

北海道勇払郡むかわ町松風二丁目七七番二から同町松風二丁目五七番まで

- (四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

- (五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- (六) 占用の制限の開始の期日 令和八年二月五日
- (七) 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年二月五日 北海道開発局長 速藤 達哉

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 三百三十六号
- (三) 占用を制限する区域

北海道様似郡様似町字幌満一〇九番一地内

- (四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

- (五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- (六) 占用の制限の開始の期日 令和八年二月五日
- (七) 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

法務省告示第十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

- 令和八年二月五日 法務大臣 平口 洋
- 住所 兵庫県尼崎市 趙勝来 昭和53年3月30日生
- 住所 さいたま市緑区 リチャード・アンドレイ・マルヤマ・オヨス 昭和54年11月5日生
- 住所 茨城県土浦市 ルウン・ゴック・アン 昭和60年6月16日生
- 住所 群馬県前橋市 ルウン・ミン・ナト 平成28年8月3日生
- 住所 群馬県前橋市 ルビ・ジェン・ギララン 平成15年5月17日生
- 住所 大阪市生野区 閻梓童 平成7年6月2日生
- 住所 東京都国立市 楊家妍 昭和46年3月14日生
- 住所 滋賀県彦根市 サンディ・バルスム・ネシーム・ギリギス・ソリマン 平成8年1月8日生
- 住所 川崎市多摩区 アリヤン・デラ・ロサ・ドゥマヤス 昭和61年5月24日生
- 住所 東京都新宿区 セディキ・アブドル・ミラッド 平成2年2月3日生
- 住所 横浜市都筑区 リカルド・カントウ・カルデナス 昭和63年12月15日生
- 住所 神戸市北区 馬静遠 平成7年8月21日生
- 住所 大阪府豊中市 許英孝 昭和55年11月23日生
- 住所 東京都目黒区 セリム・ヤクポール 昭和48年6月25日生
- 住所 東京都目黒区 陳婉婷 平成4年4月9日生
- 住所 長野県北佐久郡御代田町 クイ・パニャーヴット 昭和61年4月5日生
- 住所 大阪市住之江区 肖惠文 平成4年12月10日生
- 住所 東京都板橋区 陶啓寛 平成7年7月17日生
- 住所 兵庫県姫路市 金優子 昭和58年9月17日生
- 住所 千葉県八千代市 アルン・ナテサン・マンガラム 昭和53年1月17日生

- 住所 東京都豊島区 アスアヘ・アラモ・マヌエル・エルネスト 昭和58年11月24日生
- 住所 東京都北区 オマル・ファルク 平成2年2月13日生
- 住所 東京都北区 サウダ・サビン・ルフアイダ 令和元年12月29日生
- 住所 アルワ・ビンテ・オマル 令和4年11月10日生
- 住所 東京都東村山市 丁穎 昭和51年11月4日生
- 住所 李可児 平成26年3月8日生
- 住所 李子聡 平成27年4月28日生
- 住所 千葉県野田市 チャン・ソポアン 昭和56年10月20日生
- 住所 ソット・ダニー 昭和63年5月2日生
- 住所 チャン・マコト 平成25年7月19日生
- 住所 チャン・マサヒロ 平成27年9月16日生
- 住所 チャン・ハル 平成30年3月13日生
- 住所 チャン・カオリ 令和5年3月2日生
- 住所 千葉県佐倉市 梁毅明 平成12年12月25日生
- 住所 大阪市北区 ゴウラブ・ナカルミ 平成2年6月28日生
- 住所 ロジナ・パデ 平成3年7月6日生
- 住所 ヌガ・ナカルミ 令和6年3月6日生
- 住所 愛知県海部郡大治町 姜祐佳里 昭和49年1月12日生
- 住所 東京都豊島区 李帆乃加 平成12年7月15日生
- 住所 名古屋市守山区 李朱希 平成15年1月15日生
- 住所 神戸市中央区 杜顯頊 平成4年10月13日生
- 住所 神戸市東灘区 キリシュナ・チャウラガイン 昭和63年5月9日生
- 住所 兵庫県尼崎市 ミラン・パタライ 平成8年10月9日生
- 住所 東京都江東区 方雨新 昭和45年6月23日生
- 住所 方浩誠 平成21年3月10日生
- 住所 東京都板橋区 タン・ゾ・ウ 昭和47年6月30日生
- 住所 イー・イー 昭和54年6月3日生
- 住所 シャイン・ボ・ボ・アオン 平成22年7月3日生
- 住所 ヘイン・デッ・ゾ 平成25年6月28日生
- 住所 福岡市博多区 アルジュン・カドカ 平成3年11月26日生

住所 京都市中京区  
高善春 昭和34年2月17日生  
住所 三重県松阪市  
盛英林 昭和59年4月13日生  
住所 愛知県高浜市  
マルセロ・テルヒコ・サイトウ 昭和54年5月25日生  
メリッサ・ユカリ・サイトウ 平成17年6月10日生  
アリス・ヒカリ・サイトウ 平成24年9月28日生  
レン・サイトウ 令和5年6月20日生  
住所 東京都大田区  
マリア・ジャスリン・モリリオ 平成12年7月26日生  
住所 東京都世田谷区  
張匡匡 昭和57年12月1日生  
住所 東京都世田谷区  
顧九思 平成19年9月9日生  
住所 福岡県糟屋郡宇美町  
宋雪晶 平成2年11月9日生  
住所 大阪府吹田市  
エイ・ミャー・トゥ 平成3年5月5日生  
住所 大阪府東大阪市  
韓英子 昭和21年7月27日生  
金博美 昭和46年6月13日生  
金聖子 昭和49年9月10日生  
住所 大阪府東大阪市  
金雅樹 昭和43年12月25日生  
金英美里 平成15年7月13日生  
金恵杜 平成21年3月19日生

住所 名古屋市緑区  
ナタリー・メイ・カンデラリオ 平成8年5月12日生  
住所 栃木県那須塩原市  
ヒサマサ・ハヤシダ 昭和20年11月27日生  
マサミ・ルシアナ・ハヤシダ 昭和57年4月5日生  
セイコ・アドリアナ・ハヤシダ 昭和59年5月3日生  
住所 東京都荒川区  
姜銀美 昭和61年1月4日生  
住所 東京都江東区  
ロサンナ・マリ・ヤップ 平成2年6月7日生  
住所 東京都足立区  
李祖駿 平成2年11月9日生  
住所 東京都荒川区  
アウン・ソー・モー 平成元年2月26日生  
住所 東京都江東区  
セータボン・チューロード 平成元年8月10日生  
住所 東京都新宿区  
姚克純 昭和62年11月16日生  
住所 東京都新宿区  
姚子懿 令和2年6月5日生  
住所 東京都世田谷区  
朱燕 昭和55年1月23日生  
住所 東京都新宿区  
ロメオ・ジュニア・ラナ・サンタ・マリア 平成5年3月26日生



## 記 事

### 登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の2の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月5日 関東経済産業局長 佐合 達矢

名 称	STORES株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区東三丁目16番3号
登録番号	関東(ク)第149号
営業廃止年月日	令和7年12月15日

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

#### 令和7年(家)第3305号

神奈川県厚木市中町3丁目17番17号  
申立人 厚木市長 山口 貴裕  
本籍神奈川県厚木市愛甲西3丁目59番地、最後の住所神奈川県厚木市愛甲西3丁目24番1号、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日令和4年12月11日、出生の場所神奈川県愛甲郡南毛利村、出生年月日昭和19年10月22日、職業不詳  
被相続人 亡 安西 市郎  
事務所神奈川県厚木市中町2丁目8番13号TPR厚木ビル6階 弁護士法人常磐法律事務所本厚木支店  
相続財産清算人 弁護士 石川 由衣  
催告期間満了日 令和8年9月10日  
横浜家庭裁判所小田原支部

#### 令和6年(家)第7110号

静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
申立人 農林水産省所管国有財産管理者 静岡県知事 鈴木 康友  
本籍静岡県富士市今泉8丁目1452番地1、最後の住所静岡県富士市今泉9丁目2番34号、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日令和4年1月17日、出生の場所静岡県吉原市、出生年月日昭和15年1月2日、職業不明  
被相続人 亡 内野 勇  
静岡県富士市本市場268番地の2 青色会館ビル3階 富士総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 斉藤 寛明  
催告期間満了日 令和8年9月15日  
静岡家庭裁判所富士支部

#### 令和7年(家)第11208号

石川県七尾市松物町35番地  
申立人 のと共栄信用金庫  
本籍石川県金沢市野町2丁目1番、最後の住所石川県金沢市野町2丁目1番14号 コーポ広小路801号、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和7年4月1日、出生の場所石川県七尾市、出生年月日昭和32年1月23日、職業不明  
被相続人 亡 楠 武夫

事務所金沢市横川2丁目215番地  
相続財産清算人 司法書士 松村 義信  
催告期間満了日 令和8年8月31日  
金沢家庭裁判所

#### 令和7年(家)第35号

三重県南牟婁郡紀宝町大里560  
申立人 崎上野剛生  
本籍三重県南牟婁郡紀宝町高岡1184番地1、最後の住所三重県南牟婁郡紀宝町高岡1198番地、死亡の場所和歌山県新宮市、死亡年月日令和7年10月14日、出生の場所三重県南牟婁郡紀宝町、出生年月日昭和32年1月5日、職業無職  
被相続人 亡 尾崎みち子  
三重県四日市市諏訪町3-16 東歯科ビル301アイセン法律事務所  
相続財産清算人 金沢 太志  
催告期間満了日 令和8年8月24日  
津家庭裁判所熊野支部

#### 令和7年(家)第693号

岐阜市司町40番地1  
申立人 岐阜市  
本籍岐阜県岐阜市又丸1028番地、最後の住所岐阜市五坪1丁目3番1-502号 コーポ田神、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和3年7月3日、出生の場所岐阜県武儀郡美濃町、出生年月日昭和9年7月15日、職業不明  
被相続人 亡 市川とし子  
事務所岐阜市神田町1-1-5 岐阜神田町ビル3階A 栗山知法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 栗山 知  
催告期間満了日 令和8年8月24日  
岐阜家庭裁判所

#### 令和7年(家)第820号

岐阜県揖斐郡大野町大字下方590番地1  
申立人 若原 理子  
本籍岐阜県大垣市荒川町36番地2、最後の住所岐阜県大垣市荒川町36番地2、死亡の場所岐阜県揖斐郡大野町、死亡年月日令和7年8月19日、出生の場所岐阜県大垣市、出生年月日昭和31年5月29日、職業無職  
被相続人 亡 日比野悦子  
事務所岐阜県大垣市加賀野4丁目1番地7ソフトピアジャパンセンタービル808号室柳瀬法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 柳瀬 芳仁  
催告期間満了日 令和8年8月28日  
岐阜家庭裁判所大垣支部

**令和7年(家)第7784号**

愛知県長久手市岩作城内60番地1  
 申立人 長久手市  
 本籍愛知県長久手市長配1丁目611番地、最後の住所愛知県長久手市長配1丁目611番地、死亡の場所愛知県長久手市、死亡年月日令和7年5月22日、出生の場所東京都目黒区、出生年月日昭和36年1月4日、職業不詳  
 被相続人 亡 森本 英人  
 事務所愛知県名古屋市中区丸の内3丁目22番21号 損保ジャパン名古屋ビル8階 富島・小川・森法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 富島 利央  
 催告期間満了日 令和8年8月19日  
 名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第2203号**

愛知県田原市大久保町黒河22番地149セザンヌ大久保121号室  
 申立人 原 和枝  
 本籍愛知県田原市福江町今ノ田2番地、最後の住所愛知県田原市福江町今ノ田2番地、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日令和7年1月14日、出生の場所愛知県渥美郡渥美町、出生年月日昭和43年9月23日、職業不明  
 被相続人 亡 原 邦寿  
 事務所愛知県豊橋市駅前大通2丁目81番地emCAMPUS EAST407-A弁護士法人愛知総合法律事務所豊橋事務所  
 相続財産清算人 弁護士 田中 隼輝  
 催告期間満了日 令和8年8月21日  
 名古屋家庭裁判所豊橋支部

**令和7年(家)第81757号**

横浜市中区本町6丁目50番地1  
 申立人 独立行政法人都市再生機構  
 本籍宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末6752番地、最後の住所大阪府淀川区東三国2丁目11番30-305号、死亡の場所大阪府大阪市北区、死亡年月日令和7年4月30日、出生の場所宮崎県東臼杵郡門川町、出生年月日昭和12年9月25日、職業不明  
 被相続人 亡 堀 日出夫  
 大阪市中央区高麗橋2丁目4番4号公洋ビル5階  
 相続財産清算人 弁護士 田中 豊生  
 催告期間満了日 令和8年9月22日  
 大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第4261号**

東京都港区浜松町2丁目3番1号  
 申立人 リサR T債権回収株式会社  
 本籍大阪府堺市西区浜寺石津町中3丁13番、最後の住所大阪府堺市西区浜寺石津町中3丁13番10号、死亡の場所大阪府大阪市北区、死亡年月日令和6年5月14日、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和39年1月24日、職業不明  
 被相続人 亡 野村 秀作  
 事務所大阪市北区西天満3丁目14番6号センチュリー西天満ビル2階  
 相続財産清算人 弁護士 工藤 大基  
 催告期間満了日 令和8年9月3日  
 大阪家庭裁判所堺支部

**令和8年(家)第3号**

兵庫県尼崎市七松町2丁目7番20号  
 申立人 谷村 慎介  
 本籍高知県高岡郡四万十町根元原97番地、最後の住所兵庫県宝塚市安倉北1丁目2028番地の1 102号、死亡の場所兵庫県宝塚市、死亡年月日令和7年11月15日、出生の場所高知県高岡郡窪川町、出生年月日昭和30年3月10日、職業無職  
 被相続人 亡 下田 英壽  
 兵庫県尼崎市七松町2丁目7番20号  
 相続財産清算人 弁護士 谷村 慎介  
 催告期間満了日 令和8年8月28日  
 神戸家庭裁判所伊丹支部

**令和7年(家)第765号**

奈良県大和郡山市北郡山町248番地4  
 申立人 大和郡山市長 上田 清  
 本籍大阪府大阪市中央区大手通3丁目35番地、最後の住所奈良県大和郡山市小林町西3丁目1番地11フォーユ-大和郡山303号室、死亡の場所奈良県大和郡山市、死亡年月日令和2年2月7日、出生の場所徳島県板野郡大山村、出生年月日昭和21年8月12日、職業不明  
 被相続人 亡 瀬川 郁夫  
 奈良市油阪町456番地 第2森田ビル3階そらいろ法律事務所  
 相続財産清算人 小城 達  
 催告期間満了日 令和8年9月21日  
 奈良家庭裁判所

**令和7年(家)第1236号**

和歌山県橋本市東家1丁目1番1号  
 申立人 橋本市  
 本籍和歌山県橋本市神野々386番地、最後の住所和歌山県橋本市神野々385番地の5、死亡の場所和歌山県橋本市、死亡年月日令和3年6月17日、出生の場所和歌山県伊都郡山田村、出生年月日昭和22年5月8日、職業無職  
 被相続人 亡 戸川 一功  
 和歌山県岩出市西野148番地の1 ミムラビル1-D野嶋司法書士事務所  
 相続財産清算人 司法書士 野嶋弘太郎  
 催告期間満了日 令和8年9月24日  
 和歌山家庭裁判所

**令和7年(家)第30299号**

広島県東広島市西条町寺家7270番地4  
 申立人 小林 善子  
 本籍広島県三原市幸崎能地5丁目3773番地2、最後の住所広島県東広島市西条町寺家7273番地1、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日令和7年6月11日頃から20日頃までの間、出生の場所広島県三原市、出生年月日昭和46年8月12日、職業自営業  
 被相続人 亡 竹内 孝貴  
 事務所広島市中区鉄砲町7番23-304号  
 相続財産清算人 司法書士 天田 晴美  
 催告期間満了日 令和8年8月24日  
 広島家庭裁判所

**令和7年(家)第30336号**

福岡市中央区天神2丁目13番1号  
 申立人 ふくおか債権回収株式会社  
 本籍新潟県三島郡出雲崎町大字尼瀬281番地、最後の住所広島市安佐南区高取北4丁目12番15号、死亡の場所広島市安佐北区、死亡年月日令和6年5月9日、出生の場所大阪府南河内郡道明寺村、出生年月日昭和22年7月30日、職業不明  
 被相続人 亡 佐藤 ルミ  
 事務所広島市安佐北区口田4丁目1番8-201号 山本ビル2階  
 相続財産清算人 司法書士 菅井 之央  
 催告期間満了日 令和8年8月24日  
 広島家庭裁判所

**令和7年(家)第30122号**

兵庫県南あわじ市市福永371-7  
 申立人 橋爪夕雨子  
 本籍広島県福山市北本庄4丁目1261番地、最後の住所広島県福山市高西町南88番地206、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和5年3月31日、出生の場所広島県福山市、出生年月日昭和23年4月9日、職業会社役員  
 被相続人 亡 高橋 昇  
 広島市中区紙屋町1丁目3番2号銀泉広島ビル5階弁護士法人リーガルジャパン  
 相続財産清算人 弁護士 下宮 憲二  
 催告期間満了日 令和8年8月31日  
 広島家庭裁判所福山支部

**令和7年(家)第30079号**

広島県府中市広谷町919番地3  
 申立人 社会福祉法人広島県府中市社会福祉協議会  
 本籍広島県府中市久佐町296番地17、最後の住所広島県府中市目崎町651番地2グループホームポノ、死亡の場所広島県府中市、死亡年月日令和7年7月6日、出生の場所広島県府中市、出生年月日昭和34年11月16日、職業無職  
 被相続人 亡 植永 正則  
 広島県福山市駅家町大字万能倉734番地4-2-A  
 相続財産清算人 司法書士 佐藤 正和  
 催告期間満了日 令和8年8月31日  
 広島家庭裁判所福山支部

**令和7年(家)第7089号**

山口県柳井市南町3-6-11B1iss南町1階2階弁護士法人あさかぜ法律事務所  
 申立人 吉岡 誠  
 本籍山口県大島郡周防大島町大字西安下庄3239番地4、最後の住所山口県大島郡周防大島町大字西安下庄3239番地4、死亡の場所山口県岩国市、死亡年月日令和7年9月22日、出生の場所山口県大島郡安下庄町、出生年月日昭和8年3月11日、職業無職  
 被相続人 亡 村重眞壽枝  
 山口県岩国市昭和町1丁目4番14号  
 相続財産清算人 司法書士 中村 正樹  
 催告期間満了日 令和8年8月31日  
 山口家庭裁判所岩国支部

**令和8年(家)第3001号**

長崎県長崎市尾上町3番1号

申立人 長崎県

本籍群馬県桐生市天神町3丁目475番地2、最後の住所群馬県桐生市東1丁目9番8-11号、死亡の場所群馬県桐生市、死亡年月日推定平成24年3月28日、出生の場所群馬県桐生市、出生年月日昭和39年11月4日、職業不明被相続人 亡 保崎美代子

長崎県島原市片町616番地1 1階森本総合法律事務所島原事務所

相続財産清算人 弁護士 山下 雄一

催告期間満了日 令和8年8月31日

長崎家庭裁判所島原支部

**令和7年(家)第17011号**

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 国

本籍鹿児島県指宿市西方325番地、最後の住所沖縄県国頭郡金武町字屋嘉66番地たいら園屋嘉ハイツ1-D、死亡の場所沖縄県沖縄市、死亡年月日令和3年7月3日、出生の場所鹿児島県指宿市、出生年月日昭和29年7月23日、職業会社役員

被相続人 亡 若松 省册

沖縄県名護市大南1丁目9番4号 司法書士法人エクリ

相続財産清算人 司法書士 中空 潤也

催告期間満了日 令和8年8月21日

那覇家庭裁判所名護支部

**令和7年(家)第622号**

東京都千代田区大手町1丁目9番4号

申立人 株式会社日本政策金融公庫

本籍青森県八戸市類家1丁目5番、最後の住所青森県八戸市類家1丁目5番17号、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日令和6年2月23日、出生の場所青森県八戸市、出生年月日昭和17年6月8日、職業不明

被相続人 亡 田中 穰

青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階 弁護士法人青森リーガルサービス八戸シティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 下山 慧

催告期間満了日 令和8年8月28日

青森家庭裁判所八戸支部

**令和7年(家)第10274号**

埼玉県川越市南大塚2丁目13番地25

申立人 N I C ライプステイツ川越南大塚管理組合

本籍東京都中野区中央1丁目580番地、最後の住所埼玉県川越市南大塚2丁目13番地25 N I C ライプステイツ川越南大塚604号室、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和6年6月10日、出生の場所東京市神田区、出生年月日昭和11年2月7日、職業不明

被相続人 亡 沖津 和子

事務所埼玉県川越市東田町8-12 佐賀ビル2階 長沼法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長沼 正敏

催告期間満了日 令和8年8月24日

さいたま家庭裁判所川越支部

**令和7年(家)第2172号**

京都府長岡京市長岡3丁目19-24

申立人 川上 隆司

申立人手続代理人 弁護士 糸瀬 美保

本籍京都市南区唐橋平垣町24番地、最後の住所京都市伏見区淀桐爪町106番地11、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和7年5月12日、出生の場所京都市南区、出生年月日昭和51年12月23日、職業会社員

被相続人 亡 北向 顕名

事務所京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階 京都総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊山 正和

催告期間満了日 令和8年8月27日

京都家庭裁判所

**令和7年(家)第40137号**

盛岡市仙北2丁目23番17号

申立人 川村 礼子

本籍岩手県盛岡市中央通1丁目19番地4、最後の住所盛岡市松園1丁目18番24号、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日推定令和7年9月5日、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和47年7月18日、職業ガス工事業

被相続人 亡 原 孝道

事務所盛岡市菜園1丁目11-3 カガヤ菜園ビル2階 長谷川菜園法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長谷川 頌

催告期間満了日 令和8年9月7日

盛岡家庭裁判所

**令和7年(家)第30204号**

横浜市港北区大倉山5丁目30番17号

申立人 高木 隆一

本籍千葉県南房総市千倉町平館907番地2、最後の住所仙台市青葉区高松1丁目5番25号ジュネスNK206、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和2年9月30日、出生の場所千葉県鴨川市、出生年月日昭和57年10月22日、職業不明

被相続人 亡 高木 哲也

仙台市青葉区一番町2丁目10番26号 旭コーポラス一番町702 小松・畠山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 畠山 拓也

催告期間満了日 令和8年9月2日

仙台家庭裁判所

**令和7年(家)第7120号**

横浜市青葉区あざみ野2-22-4

申立人 宮本 順一

本籍福島県伊達郡国見町大字藤田字堤下1番地3、最後の住所福島市八島町15番27号、死亡の場所福島県福島市、死亡年月日平成30年2月24日、出生の場所福島県石城郡錦町、出生年月日昭和28年9月25日、職業無職

被相続人 亡 早田 宗夫

福島市松木町7番17号 あぶくま法律事務所

相続財産清算人 関根 未希

催告期間満了日 令和8年9月4日

福島家庭裁判所

**令和7年(家)第41053号**

神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷二ツ橋町144

申立人 三浦 通代

本籍東京都墨田区東駒形1丁目12番地1、最後の住所神奈川県大和市中央5丁目8番26号、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日令和6年10月3日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和29年1月12日、職業無職

被相続人 亡 角田 敬之

事務所横浜市中区南仲通3丁目35番地横浜エクセレントⅢ9階

相続財産清算人 弁護士 中村真由美

催告期間満了日 令和8年9月18日

横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第3058号**

新潟県中央区古町通七番町1010番地

申立人 新潟県信用保証協会

本籍新潟県村上市坂町2484番地11、最後の住所新潟県村上市坂町2484番地11、死亡の場所新潟県新発田市、死亡年月日令和7年1月24日、出生の場所新潟県岩船郡保内村、出生年月日昭和25年3月13日、職業個人事業主

被相続人 亡 小川 信一

主たる事務所新潟県中央区新光町10番地2 相続財産清算人 弁護士法人一新総合法律事務所

催告期間満了日 令和8年9月30日

新潟家庭裁判所新発田支部

**令和7年(家)第5105号**

長野県上田市中央4丁目9番7号岩下法律事務所

申立人 弁護士 岩下智太郎

本籍長野県上田市八木沢901番地3、最後の住所長野県埴科郡坂城町大字南条2725番地2、死亡の場所長野県埴科郡坂城町、死亡年月日令和7年11月3日、出生の場所長野県上田市、出生年月日昭和34年11月5日、職業無職

被相続人 亡 中田志げ子

事務所長野県上田市中央4丁目9番7号岩下法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岩下智太郎

催告期間満了日 令和8年9月24日

長野家庭裁判所上田支部

**相続権主張の催告**

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**令和8年(家)第4002号**

岩手県一関市花泉町涌津字一ノ町40番地1 阿部学司法書士事務所

申立人 阿部 学

本籍岩手県一関市花泉町老松字藤田251番地2、最後の住所岩手県一関市花泉町老松字藤田251番地2、死亡の場所不詳、死亡年月日推定平成23年3月、出生の場所岩手県西磐井郡花泉町、出生年月日昭和24年12月5日、職業会社役員

被相続人 亡 小野寺繁雄

催告期間満了日 令和8年8月19日

盛岡家庭裁判所一関支部

**令和7年(家)第1096号**

愛知県豊田市曙町1丁目18番地1 松久保佐橋法律事務所  
申立人 佐橋 夕香  
本籍愛知県豊田市石畳町坂下253番地151、最後の住所愛知県豊田市石畳町坂下253番地151、死亡の場所愛知県豊田市、死亡年月日推定令和3年1月10日、出生の場所秋田県大館市、出生年月日昭和37年4月5日、職業不詳  
被相続人 亡 石戸谷勝則  
催告期間満了日 令和8年8月31日  
名古屋家庭裁判所岡崎支部

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届けてください。

**令和7年(家)第1991号**

東京都武蔵野市関前4丁目7番14号  
申立人 伊藤 勢津  
本籍東京都武蔵野市関前4丁目1085番地、最後の住所東京都武蔵野市関前4丁目7番14号  
不在者 伊藤 隆晴  
昭和36年4月3日生  
届出期間満了日 令和8年5月18日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第2635号**

東京都八王子市下柚木2丁目19番地4  
申立人 畑本あや香  
本籍東京都八王子市下柚木2丁目19番地4、最後の住所東京都八王子市下柚木2丁目19番地4  
不在者 畑本 徹  
昭和54年8月2日生  
届出期間満了日 令和8年5月19日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第314号**

静岡県掛川市板沢175番地の3  
申立人 松浦 雅夫  
本籍愛知県稲沢市片原一色町萩畑54番地、最後の住所愛知県中島郡明治村大字片原一色字萩畑54番地  
不在者 櫻木 保  
昭和23年2月20日生  
届出期間満了日 令和8年5月19日  
名古屋家庭裁判所一宮支部

**失踪宣告****令和7年(家)第54号**

本籍長崎県佐世保市赤崎町無番地、最後の住所長崎県佐世保市赤崎町128番地8  
不在者 濱崎 正敏  
昭和22年7月23日生  
令和8年1月9日失踪宣告審判確定  
長崎家庭裁判所佐世保支部裁判所書記官

**除権決定**

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったため、前記の有価証券の無効を宣言する。

**令和7年(ハ)第38号**

千葉県千葉市美浜区新港142番地3  
申立人 恵藤計器株式会社  
代表者代表取締役 瀬口 力也  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月14日  
令和8年1月15日 東京簡易裁判所  
(別紙) 目録  
約束手形 1通

手形番号 AA51234  
金額 159,720円  
支払期日 令和7年8月27日  
支払地 東京都千代田区  
支払場所 興産信用金庫本店  
振出日 令和7年5月12日  
振出地 東京都中央区  
振出人 株式会社三友産業社 代表取締役 近藤 正孝  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

**令和7年(ハ)第40号**

青森県八戸市北白山台2丁目8番23号  
申立人 株式会社京谷電気  
代表者代表取締役 高橋 誠  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月14日  
令和8年1月15日 東京簡易裁判所  
(別紙) 目録  
約束手形 1通  
手形番号 BT83181  
金額 2,700,000円

支払期日 令和7年8月15日  
支払地 東京都千代田区  
支払場所 株式会社三菱UFJ銀行東京営業部  
振出日 令和7年6月16日  
振出地 東京都港区  
振出人 株式会社大林組 代表取締役 佐藤 俊美  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

**令和7年(ハ)第2号**

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったため、前記権利は失権する。

埼玉県さいたま市南区辻8丁目16番25号  
申立人 田中みさ子  
権利の届出の終期 令和7年12月15日  
令和8年1月19日 秩父簡易裁判所  
(別紙) 目録

1(1)所在 秩父郡小鹿野町藤倉字日向  
地番 127番  
地目 山林  
地積 928平方メートル  
(2)さいたま地方法務局秩父支局昭和1年12月28日受付第2015号  
(3)登記の目的 地上権設定  
原因 昭和1年12月27日設定  
目的 工作物の所有  
存続期間 30年  
地代 1年80銭  
支払期 毎年12月末日  
地上権者 東京市麴町区三番町85番地 松永 知雄

2(1)所在 秩父郡小鹿野町藤倉字日向  
地番 131番  
地目 山林  
地積 720平方メートル  
(2)さいたま地方法務局秩父支局昭和1年12月28日受付第2015号  
(3)登記の目的 地上権設定  
原因 昭和1年12月27日設定  
目的 工作物の所有  
存続期間 30年

地代 1年70銭  
支払期 毎年12月末日  
地上権者 東京市麴町区三番町85番地 松永 知雄

**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第339号**

愛知県豊橋市東小池町48番地の5  
債務者 株式会社イチハシスタジオ  
代表者代表取締役 市橋 求  
1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 上野 浩  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月1日午前10時20分  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年(フ)第372号**

奈良市三条添川町9-17岩本ビル3階  
債務者 株式会社ユナイテッドマーケティング  
代表者代表取締役 佐々井 武  
1 決定年月日時 令和8年1月23日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 北村 俊祐  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時  
奈良地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第110号**

千葉県勝浦市墨名790番地  
債務者 有限会社木村商店  
代表者代表取締役 木村 昭  
1 決定年月日時 令和8年1月27日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 谷 麻衣子  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後2時30分  
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**令和7年(フ)第950号**

川崎市中原区木月2丁目6番13-1304号ライオンズステーションプラザ元住吉  
債務者 株式会社フルハウス  
代表者代表取締役 平野 雅義

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀬沼 一成
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前11時

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年(フ)第27号**

川崎市川崎区京町2丁目20番4号  
債務者 株式会社THE TAKIZAWA  
代表者代表取締役 瀧沢 一樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢口 統一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後1時15分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年(フ)第62号**

東京都武蔵野市西久保1丁目6番21号  
債務者 株式会社YKM  
代表者代表取締役 横川 祐生

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 俊樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時45分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年(フ)第78号**

東京都八王子市鹿島1121-5石坂ビル1F、  
商業登記簿上の本店所在地東京都八王子市大和田町二丁目13番1号  
債務者 株式会社ワイヤレスドットコム  
代表者代表取締役 渡辺 朋東

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野上 恭史

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第103号**

三重県伊勢市御園町新開299番地5  
債務者 三愛運送株式会社  
代表者代表取締役 遠山 純一

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 直井 剛
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前10時

津地方裁判所伊勢支部破産係

**令和8年(フ)第76号**

宮城県石巻市不動町2丁目2番26号  
債務者 宮城交通株式会社  
代表者代表取締役 千葉 武弘

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上林 佑
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後2時40分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第456号**

群馬県佐波郡玉村町八幡原2048、商業登記簿上の本店所在地群馬県高崎市江木町966番地の2  
債務者 井沢工業株式会社  
代表者代表取締役 井澤 清

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 入澤 裕樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後1時30分

前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第390号**

岐阜県関市清水町38番地  
債務者 Takeyama株式会社  
代表者代表取締役 竹山 欣伴

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺本和佳子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前11時10分

岐阜地方裁判所

**令和7年(フ)第3151号**

愛知県知立市桜木町桜木54番地3  
債務者 有限会社トーラス  
代表者取締役 川口 享

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上山 晶子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前11時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第6573号**

大阪府中央区備後町4丁目3番6号 アスティナ御堂筋本町501号  
債務者 株式会社アライブ・ビー  
代表者代表取締役 増本 茂樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 健男
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第879号**

堺市東区大美野28番地2  
債務者 株式会社セントラルビル  
代表者代表取締役 高智 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浜田 真樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時30分

大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第880号**

堺市南区原山台5丁17番5号  
債務者 高栄観光株式会社  
代表者代表取締役 高智 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浜田 真樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時30分

大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第881号**

堺市東区大美野28番地2  
債務者 オランダ観光株式会社  
代表者代表取締役 高智 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浜田 真樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時30分

大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第883号**

堺市東区大美野28番地22、前住所堺市東区大美野36番地1  
債務者 高智 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浜田 真樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時30分

大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第1540号**

宮城県名取市手倉田字山162番地の17  
債務者 ユア・サービス株式会社  
代表者代表取締役 弓手 善雄

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林屋陽一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午後3時

仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和8年(フ)第75号**

仙台市太白区富沢西3丁目12番地の8  
債務者 宮城タクシー株式会社  
代表者代表取締役 千葉 武弘

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上林 佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後2時20分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和8年(フ)第1号**

愛媛県今治市恵美須町2丁目4番地6 グラ  
ドキャッスル701号  
債務者 株式会社入船汽船  
代表者代表取締役 菅原 範明

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 八島 淳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後1時30分  
松山地方裁判所今治支部

**令和7年(フ)第3089号**

横浜市旭区鶴ヶ峰1丁目1番地6  
債務者 株式会社中央住宅  
代表者代表取締役 下釜 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宍戸 留美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午前10時  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第310号**

埼玉県羽生市西5-34-3、商業登記簿上の  
本店所在地埼玉県熊谷市新堀10番地5  
債務者 イチバ総建株式会社  
代表者代表取締役 一場 恵三

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹中 宏明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後1時30分  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和8年(フ)第14号**

愛知県豊田市竜神町飛越94番地14  
債務者 株式会社丸福製菓  
代表者代表取締役 福岡 勝好

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大友 啓次
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後1時30分  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第3332号**

愛知県春日井市大手田西町2丁目3番地10  
債務者 株式会社ナックスカーゴサービス  
代表者代表取締役 岡本 孝示

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 海田 雅史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後2時  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第37号**

名古屋市中村区佐古前町20番20号  
債務者 株式会社AGERA  
代表者代表取締役 安尾 裕真

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 輝征
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後2時40分  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第355号**

愛知県丹羽郡大口町上小口2丁目57-2  
債務者 株式会社龍成  
代表者代表取締役 神庭 成秀

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 棚村 知弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前11時  
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和7年(フ)第711号**

兵庫県姫路市御立西3丁目2-3  
債務者 株式会社エムケイ  
代表者代表取締役 小林 雅隆

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 衣笠 謙三
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前10時  
神戸地方裁判所姫路支部

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第414号**

岡山県倉敷市広江7丁目14番5-401号 ビ  
レッジハウス広江5号棟、転居前の住所岡山  
県倉敷市連島2丁目6番14号  
債務者 大森 信吾

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 香山 昌平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第100号**

岩手県大船渡市猪川町字長洞129番地11  
債務者 熊谷 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤津 聡
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで  
盛岡地方裁判所一関支部

**令和7年(フ)第520号**

大津市大江8丁目100番地の8 カルテット  
コポリA棟205号室、前住所滋賀県甲賀市甲  
南町希望ヶ丘本町7丁目2746番地24  
債務者 井上 陽一

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片山 聡
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで  
大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第533号**

沖縄県那覇市泉崎2丁目103番地5 パーク  
サイドハイツ4-B  
債務者 米盛 愁

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久貝 克弘
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ)第721号**

神奈川県厚木市下荻野1149番地3  
債務者 一寸木陽子

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 香崎 弘文
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第340号**

愛知県豊橋市東小池町48番地の5  
債務者 市橋 求

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上野 浩
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月1日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和8年(フ)第15号**

愛知県豊田市大林町17丁目13番地1 サンレ  
ジデンス大蔵101号、前住所愛知県豊田市貝  
津町町屋86番地  
債務者 福岡 勝好

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大友 啓次
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後1時35分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第3333号**

愛知県小牧市大字林1754番地19  
債務者 岡本 孝示

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 海田 雅史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1111号**

千葉県勝浦市南山田85番地3  
債務者 木村 昭

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷 麻衣子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**令和7年(フ)第2792号**

横浜市青葉区しらとり台26番地3 しらとり  
台コーポB-101  
債務者 今西 健司

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井 史郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月25日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2355号**

東京都青梅市新町9丁目2016番地の10ヴェ  
レーナ青梅新町802号  
債務者 矢治 勝美

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日高 正博
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第269号**

長野市大字安茂里8103番地 犀北団地C-  
4212、旧住所長野市戸隠豊岡1436番地4  
債務者 寺島美代子(旧姓佐々木)

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山際 悟郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月16日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで  
長野地方裁判所民事部破産係

**令和8年(フ)第23号**

横浜市磯子区磯子3丁目6番1-404号  
債務者 齋藤 真誼(従前の氏名齋藤徳代)

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 帶 慎太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月21日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第55号**

東京都昭島市松原町2丁目7番13号サンライ  
ズ松原202号  
債務者 石井 考次

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 萱島 博文
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月15日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第3287号**

神奈川県大和市柳橋4丁目2番11号  
債務者 渡邊奈津美

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古賀 達也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月22日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第435号**

静岡県伊豆市熊坂1257番地の253  
債務者 岡部 俊樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿久根展大
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月17日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(フ)第467号**

岐阜市芋島4丁目5番1-301号 (MAI  
SON沙羅)

- 債務者 國島 英登
- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後3時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 見田村勇磨
  - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
  - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月8日午前11時
  - 6 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで  
岐阜地方裁判所

**令和8年(フ)第18号**

東京都三鷹市井口4丁目12番3-101号  
債務者 池森 茂夫

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 芳乃
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月15日午後1時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**破産手続開始・破産手続廃止  
及び免責許可申立てに関する  
意見申述期間****令和8年(フ)第36号**

福岡県中間市松ヶ岡3番14-404号  
債務者 山邊奈津紀

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年(フ)第3号**

山形市宮町2丁目8番28-201号 県営ア  
パート3  
債務者 前田千恵乃

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
山形地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第110号**

山形県南陽市宮崎590番地の6  
債務者 加藤 泰慈

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
山形地方裁判所米沢支部

**令和7年(フ)第111号**

山形県南陽市宮崎590番地の6  
債務者 加藤真理子

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
山形地方裁判所米沢支部

**令和7年(フ)第78号**

三重県伊勢市河崎2丁目10番4号 メゾン岡  
出 206号室、前住所大阪府松原市北新町3  
丁目16番17号

債務者 柏井 龍一

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
津地方裁判所伊勢支部破産係

**令和8年(フ)第3号**

三重県伊勢市旭町59番地1 県営住宅旭団地R1 301号室、前住所三重県伊勢市小俣町湯田945番地 フレグランス湯田 205号室  
債務者 熊野 千絵

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
津地方裁判所伊勢支部破産係

**令和7年(フ)第2192号**

埼玉県川口市芝5丁目13番21号 ベラージュ川口403号  
債務者 赤木 貴輝

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第2356号**

さいたま市大宮区三橋4丁目324番地5  
債務者 室根 香苗

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第479号**

静岡県浜松市中央区白羽町21番地の4 ロココプランA101、前住所静岡県浜松市中央区瓜内町103番地の23 サンシティC 201  
債務者 柴田 健斗

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和8年(フ)第12号**

静岡県袋井市浅羽1124番地の1  
債務者 荻原 浩二

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第329号**

長崎県長崎市清水町2番31-703号  
債務者 江崎 泰子

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで  
長崎地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第333号**

長崎県長崎市赤迫1丁目9番14号 アゼリアヒル202  
債務者 木村 歩

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで  
長崎地方裁判所民事部破産係

**令和8年(フ)第328号**

東京都葛飾区鎌倉4丁目15-8  
債務者 山田 千草

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第329号**

東京都世田谷区羽根木2丁目4-12-101  
債務者 芹澤 孝之

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第330号**

東京都墨田区立花5丁目46-2-311  
債務者 中平絵里子(旧姓田田)

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第331号**

東京都足立区綾瀬6丁目19-6-101  
債務者 市田 明

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第333号**

東京都葛飾区西新小岩4丁目8-1-402  
債務者 宇田加代子

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第363号**

東京都港区海岸3丁目12-3-404  
債務者 久保加奈子

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第369号**

東京都豊島区雑司が谷3丁目19-12-203  
債務者 馬戸 雄一

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第372号**

東京都板橋区中板橋1-15 Fコート中板橋102  
債務者 荒井 郁美

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第376号**

東京都大田区大森西5丁目1-4-102  
債務者 千田 広人

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第403号**

東京都大田区千鳥2丁目21-13-102  
債務者 横山 聡

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第412号**

東京都北区豊島5丁目4-2-937  
債務者 東 宏之

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第425号**

東京都江戸川区南篠崎町5丁目13-4 第2  
グリーンハイツ篠崎301  
債務者 荒木 美優

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第447号**

東京都中野区若宮3丁目52-6-103  
債務者 鹿嶋 美優 (旧姓小島)

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第6419号**

大阪府吹田市片山町3丁目32番12号  
債務者 三原 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月17日午後1時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第87号**

大阪市西成区萩之茶屋3丁目8番26-203号、  
前住所東京都中野区中央5丁目15番5-501  
号  
債務者 堀井 亮成

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後1時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第94号**

大阪府東大阪市岸田堂南町10番25号  
債務者 森田友加里 (旧姓中尾)

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月17日午後1時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第158号**

大阪市浪速区敷津西2丁目4番7号  
債務者 米田 美紅

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月17日午後1時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第325号**

東京都中野区南台2丁目24-25 ファミール  
1 302  
債務者 永田 誠

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第375号**

東京都世田谷区砧5丁目1-4-301  
債務者 天間 太治

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第404号**

東京都台東区西浅草3丁目24-14-301  
債務者 對馬 雄太

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第407号**

東京都練馬区旭町2丁目43-11-303  
債務者 蛇谷 俊太

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第408号**

東京都新宿区西落合2丁目10-3-301  
債務者 渡邊 亮介

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第410号**

東京都練馬区豊玉中3丁目12-18-103  
債務者 菅原 精

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第411号**

東京都江東区大島8-34-11-222、住民票  
上の住所東京都江戸川区一之江7丁目18-8  
債務者 鈴木 直美

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第440号**

東京都板橋区前野町4丁目15-12-303  
債務者 齋藤 泰子

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第441号**

東京都板橋区前野町4丁目15-12-303  
債務者 齋藤 桃子

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第446号**

東京都江東区永代2丁目34-11-1101  
債務者 山口 晴輝

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第448号**

東京都世田谷区経堂5丁目33-21-201  
債務者 石田 有香

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第485号**

東京都大田区西馬込2丁目13-2-402  
債務者 市岡 愛望

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第487号**

東京都江東区塩浜2丁目5-15 新塩崎荘  
債務者 小寺 幸司

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第489号**

東京都西東京市西原町3丁目10-4-203  
債務者 西山 譲治

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第490号**

東京都西東京市西原町3丁目10-4-203  
債務者 西山 華鈴

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第365号**

東京都練馬区上石神井3丁目1-5-102  
債務者 高橋 政一

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月14日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**破産手続終結及び免責許可決定**

**令和6年(フ)第30号**

広島県三次市粟屋町1731番地(三次病院)、  
住民票上の住所広島県三次市十日市南七丁目  
6番56号  
破産者 上坂富美子

- 1 決定年月日 令和8年1月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所三次支部

**令和6年(フ)第785号**

福岡県中間市太賀1丁目12番8-501号 ス  
カイトワー太賀、前住所福岡県中間市中尾3  
丁目5番35号  
破産者 中井 達人

- 1 決定年月日 令和8年1月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和6年(フ)第22号**

岩手県一関市東山町長坂字里前1番地3  
破産者 那須 一真

- 1 決定年月日 令和8年1月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所一関支部

**令和6年(フ)第334号**

仙台市青葉区角五郎2丁目6番13号、開始決  
定時の住所仙台市青葉区花壇4番40-11号  
破産者 林 克己

- 1 決定年月日 令和8年1月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第1234号**

埼玉県白岡市荒井新田598番地  
破産者 江原 利幸

- 1 決定年月日 令和8年1月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年(フ)第237号**

滋賀県彦根市大藪町192番地25(C-105号)、  
開始決定時の住所滋賀県彦根市野良田町340  
番地8(1006号)  
破産者 佐藤 哲夫

- 1 決定年月日 令和8年1月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大津地方裁判所彦根支部

**令和7年(フ)第34号**

大阪市天王寺区大道1丁目12番10号  
破産者 山崎 昌哉

- 1 決定年月日 令和8年1月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第318号**

兵庫県西宮市染殿町5番17-302号  
破産者 新川 隆宣

- 1 決定年月日 令和8年1月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第369号**

兵庫県西宮市花園町11番24-101号  
破産者 高橋 伸夫

- 1 決定年月日 令和8年1月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和6年(フ)第18号**

兵庫県洲本市物部3丁目5番4号、従前の住所兵庫県洲本市本町4丁目3番8号

破産者 花野 博

- 1 決定年月日 令和8年1月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**令和6年(フ)第44号**

兵庫県南あわじ市八木国分33番地  
破産者 向商店こと 向 一馬

- 1 決定年月日 令和8年1月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**令和7年(フ)第17号**

福岡県飯塚市吉原町8番17号 ライフマンション飯塚303

破産者 中村 孝生

- 1 決定年月日 令和8年1月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和7年(フ)第112号**

長野市三輪5丁目7番0705号

破産者 塩澤 健一

- 1 決定年月日 令和8年1月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第41号**

鳥取県鳥取市湖山町東5丁目550番地

破産者 上原 浩誉

- 1 決定年月日 令和8年1月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
鳥取地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第46号**

鳥取県鳥取市国府町宮下1072番地 ファーストヒストリーA201号、旧住所鳥取県鳥取市若葉台南6丁目25番9

破産者 前田 潤一

- 1 決定年月日 令和8年1月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
鳥取地方裁判所民事部

**破産債権の届出期間及び一般調査期日****令和7年(フ)第887号**

広島県廿日市市阿品2丁目3番9号、開始決定時の住所広島県廿日市市阿品台1丁目19番11号

破産者 楨田 康夫

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月25日午後4時  
令和8年1月27日  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第623号**

札幌市清田区美しが丘5条5丁目3番3号

破産者 株式会社創夢舎

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月22日午前10時15分  
令和8年1月26日  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第330号**

埼玉県越谷市瓦曽根1丁目10番34号

破産者 株式会社Athlete

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月10日午前11時50分  
令和8年1月23日  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ)第394号**

神奈川県厚木市及川1丁目1番7-302号

破産者 宮本 昌仁

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月14日午前10時  
令和8年1月27日  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第1630号**

大阪市北区大淀中3丁目10番13号

破産者 株式会社サンヨー

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月28日午後1時40分  
令和8年1月26日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第49号**

香川県坂出市西庄町1034番地7

破産者 株式会社未来創建

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月25日午前11時30分  
令和8年1月26日  
高松地方裁判所丸亀支部

**令和7年(フ)第50号**

香川県坂出市加茂町564番地22

破産者 池内 健太

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月25日午前11時30分  
令和8年1月26日  
高松地方裁判所丸亀支部

**令和7年(フ)第36号**

京都府福知山市字堀1703番地の2 府営東小谷ヶ丘団地1棟402号

破産者 福井 成雄

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午後3時  
令和8年1月23日  
京都地方裁判所福知山支部破産係

**債権者集会招集****令和7年(フ)第1857号**

大阪府吹田市古江台2丁目10番1-603号

破産者 桑田 藤一

- 1 期日 令和8年3月23日午後2時
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告  
令和8年1月22日  
大阪地方裁判所第6民事部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和7年(フ)第468号**

宮崎市清水1丁目3番20号 サーパス宮崎セントマークス1102号

破産者 松木 翔太

- 異議申述期間 令和8年3月11日まで  
令和8年1月28日 宮崎地方裁判所破産係
- 令和7年(フ)第2388号**

愛知県小牧市大字小牧原新田1895番地1 アレイ南原3-A号、従前の住所山梨県富士吉田市上吉田1丁目6番11号 ふじやまアーバンスクエア03号室

破産者 八杉 直樹

- 異議申述期間 令和8年3月24日まで  
令和8年1月27日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2657号**

愛知県東海市名和町馬坂37番地1 プリミエールKⅡ101号、住民票上の住所愛知県東海市中央町6丁目45番地

破産者 橋本 和敏

- 異議申述期間 令和8年3月24日まで  
令和8年1月27日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**免責許可決定****令和7年(フ)第2060号**

福岡市中央区薬院4丁目18番10-302号 エスポワール浄水通り

破産者 真嶽 陽子

- 1 決定年月日 令和8年1月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部

**免責審尋期日****令和7年(フ)第1078号**

栃木県真岡市下高間木2-1-6 S Sホーム2号、開始決定上の住所東京都港区三田5丁目1-21-201

破産者 高橋 貴智(旧姓星野)

- 審尋期日 令和8年3月23日午前10時  
令和8年1月22日  
東京地方裁判所民事第20部

**特別清算開始****令和7年（ヒ）第1004号**

札幌市白石区菊水九条3丁目60番地  
清算株式会社 株式会社わかば  
代表清算人 藤原 伸哉

- 1 決定年月日 令和8年1月20日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

札幌地方裁判所民事第4部

**令和8年（ヒ）第3003号**

大阪府八尾市福栄町3丁目26番地  
清算株式会社 株式会社宮井製作所  
代表清算人 宮井 光敏

- 1 決定年月日 令和8年1月22日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（ヒ）第20号**

北九州市若松区南二島2丁目8番8号  
清算株式会社 二島トップ興業株式会社  
代表清算人 清水 良孝

- 1 決定年月日 令和8年1月22日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**特別清算終結****令和7年（ヒ）第2066号**

東京都新宿区西新宿6丁目11番3号Dタワー  
西新宿10階  
清算株式会社 株式会社レッドチリ

- 1 決定年月日 令和8年1月22日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（ヒ）第1009号**

名古屋市南区石元町3丁目41番地  
清算株式会社 株式会社中村製作所

- 1 決定年月日 令和8年1月21日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**特別清算協定認可****令和7年（ヒ）第2098号**

東京都港区浜松町2丁目4番1号  
清算株式会社 ONEエネルギー株式会社  
代表清算人 池谷 桂一

- 1 決定年月日 令和8年1月20日
- 2 主文 次の協定を認可する。

**協定****第1 本協定の骨子**

清算株式会社は、清算株式会社が保有する現預金その他同社が保有する資産を換価処分して得られた金銭から、特別清算手続の終了までに要する諸経費（以下「諸経費」という。）を控除してもなお残額が存する場合には、当該残額を弁済原資として本協定の対象となる債権者に弁済した上で、その余の債権について免除を受けることを基本的な方針とする。

**第2 通則****1 協定債権**

本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する特別清算開始命令のあった令和7年12月4日までの原因に基づいて生じた債権及び特別清算手続中に発生する利息・遅延損害金（ただし一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く。以下「協定債権」といい、協定債権を有する債権者を「協定債権者」という。）とする。

具体的な協定債権者は、別紙「協定債権者一覧表」記載のとおりである。

**2 弁済場所**

本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。ただし、清算株式会社が別途定める日までに銀行口座の指定を行わない協定債権者に対する弁済は、清算株式会社の本店において行う。

**3 端数処理**

協定債権者に対する弁済額を計算する上で生じる1円未満の端数は、切り捨てる。

**4 協定債権の譲渡があった場合の処理**

本協定提出日以降に、協定債権の全部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、第2以下に記載する権利の変更及び弁済の方法等は、当該譲渡又は移転等の前の債権額を基準とする。

また、協定債権の一部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、当該譲渡又は移転等の前の債権額を基準とした弁済額を、各協定債権者の債権額の割合により按分（1円未満の端数は切り捨てる。）して支払う。

**第3 協定債権の権利変更及び弁済方法****1 権利変更（免除の内容・免除の効力発生日）**

協定債権については、後記2に従った弁済が完了したとき（後記2に従った弁済が実施されない場合には、その旨を清算株式会社が協定債権者に対し書面により通知した日）に、後記2に従った弁済に係る金額を控除した残額全額について、免除を受ける。

**2 弁済の時期及び方法**

清算株式会社の保有する資産の換価処分が終了した時点で清算株式会社が保有する現預金から諸経費を控除してもなお残額が存する場合には、当該資産の換価処分が終了した日から2か月以内で清算株式会社が別途指定する日（以下「弁済日」という。）に、協定債権者に対して、当該残額を弁済原資として弁済金を支払う（以下「弁済」という。）。

なお、清算株式会社は、資産の換価処分が終了した後遅滞なく、各協定債権者に対して、換価処分が終了したこと及び弁済の有無について、書面により通知を行う。

**3 新たな資産が発見された場合の特則**

前記2に定める弁済を実施した後、清算株式会社に新たな資産が発見された場合（清算株式会社において、諸経費を控除してもなお債権者に対する弁済を行いうる程の現預金が残存する場合を含む。）には、清算株式会社は、これを速やかに換価処分し、当該資産の換価処分が完了した時点で清算株式会社が保有する現預金から諸経費を控除してもなお残額が存する場合には、清算株式会社が別途指定する日に、協定債権者に対して、当該残額を弁済原資として、追加弁済金を支払う。

この場合、前記1に定める債務免除については、上記金額が支払われる限度で、その効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（ヒ）第2065号**

東京都港区虎ノ門3-11-9 シュミット虎ノ門ビル5F  
清算株式会社 株式会社A管財  
代表清算人 泉 範行

- 1 決定年月日 令和8年1月22日
- 2 主文 次の協定を認可する。

**協定**

1 清算株式会社は、別紙記載のとおり、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち、令和7年10月19日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の5.483546%の金員（1円未満は切り捨てる。）を、本協定認可決定確定日の属する月の末日から1か月以内に弁済する。

2 前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

3 本件協定債権者は、第1項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。

4 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の第1項記載の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第3項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

5 特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

（別紙省略）

以上  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(七)第2084号**

東京都港区西新橋1丁目6番13号柏屋ビル  
清算株式会社 株式会社浅野製作所  
代表清算人 浅野 大介

- 1 決定年月日 令和8年1月23日
- 2 主文 次の協定を認可する。

**協定**

- 1 清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、弁済しない。
- 2 各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日をもって、各協定債権者が清算株式会社に対して有する債権の全額につき、その債務を免除する。
- 3 本協定の認可の決定が確定した後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、本清算手続の開始決定日現在における各協定債権者が清算株式会社に対して有する債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たに行われる弁済の限度でその効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上  
東京地方裁判所民事第20部

**更生債権等の特別調査期間****令和7年(三)第3号**

大阪市中央区博労町4丁目2番15号  
更生会社 中川企画建設株式会社  
特別調査期間 令和8年2月10日から令和8年2月13日まで  
令和8年1月22日

大阪地方裁判所第6民事部

**再生手続開始****令和8年(再)第1号**

茨城県稲敷市神宮寺字長作2490番地  
再生債務者 有限会社幸新取材

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和8年3月25日から令和8年4月1日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

**決議に付する決定及び債権者  
集会招集****令和7年(再)第32号**

茨城県猿島郡境町百戸四丁歩460番地  
再生債務者 株式会社リコオ

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月9日付け再生債務者提出の再生計画案
- 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
- 3 債権者集会  
(1) 期日 令和8年3月18日午前11時30分  
(2) 会議の目的 再生計画案の決議
- 4 書面投票期間 令和8年3月10日まで
- 5 議決権不統一行使の通知期限 令和8年3月4日

令和8年1月22日

東京地方裁判所民事第20部

**小規模個人再生による再生手  
続開始****令和7年(再イ)第148号**

仙台市太白区西中田5丁目16番31号  
再生債務者 鈴木 美里

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月24日まで

仙台地方裁判所第4民事部

**令和8年(再イ)第2号**

宮城県東松島市大曲字横沼118番地15  
再生債務者 佐藤 文也

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月24日まで

仙台地方裁判所石巻支部再生係

**令和7年(再イ)第16号**

山形県酒田市麓字荒町48番地  
再生債務者 相蘇 正広

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月24日まで

山形地方裁判所酒田支部

**令和7年(再イ)第17号**

福島県会津若松市南町1番45号 北川原丁団地5棟3号  
再生債務者 林 文寿

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月31日まで

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

**令和7年(再イ)第19号**

福島県大沼郡会津美里町字杉甲2104番地3  
再生債務者 高橋 友和

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月31日まで

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

**令和7年(再イ)第5号**

千葉県香取市みずほ台3丁目241番地23  
再生債務者 高橋 寛年

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月31日まで

千葉地方裁判所佐原支部

**令和7年(再イ)第197号**

横浜市港北区高田西3丁目6番18号 アップルヒルズ202号室  
再生債務者 原 健太郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月17日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第240号**

横浜市旭区今川町2番地36 キャッスルマンション鶴ヶ峰B棟101  
再生債務者 一瀬 竜誠

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月17日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第252号**

神奈川県大和市下鶴間2769番地7  
再生債務者 平田 佳子

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月9日から令和8年3月16日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第284号**

横浜市都筑区池辺町4233番地 ソレイユ103号  
再生債務者 松尾 浩貴

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月17日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第90号**

川崎市中原区木月2丁目3番23号 ハウスS J 301

再生債務者 田中 沙希

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月24日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(再イ)第17号**

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8270番地5

再生債務者 松田 康平

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月31日まで

長野地方裁判所伊那支部

**令和7年(再イ)第128号**

京都府城陽市市辺西川原33番地の1

再生債務者 石井 孝治

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月13日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年(再イ)第96号**

堺市美原区阿弥279番地10

再生債務者 中 博

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月17日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和7年(再イ)第92号**

大阪府和泉市伯太町4丁目13番72号

再生債務者 てんてばこと 清水 美樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月2日から令和8年3月16日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和7年(再イ)第95号**

大阪府泉南郡熊取町若葉1丁目20番21号

(事業所所在地)大阪府泉南郡熊取町大久保北2-17-8

再生債務者 カフェ&クラフトスペースほびつとこと 静間 健次

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月2日から令和8年3月16日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和8年(再イ)第1号**

兵庫県加古川市尾上町今福389番地の9

再生債務者 西岡 純一

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月31日まで

神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(再イ)第144号**

広島市南区東雲本町3丁目2番26-406号

再生債務者 安井 真一

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月17日まで

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第5号**

山口県萩市大字椿東2213番地3

再生債務者 烏田 眞弓

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月2日から令和8年3月9日まで

山口地方裁判所萩支部

**令和7年(再イ)第15号**

香川県観音寺市杵田町乙2631番地2

再生債務者 久保田正広

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月24日まで

高松地方裁判所観音寺支部

**令和7年(再イ)第16号**

福岡県行橋市西宮市1丁目4番8-1005号

再生債務者 田代 由佳

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月10日まで

福岡地方裁判所行橋支部再生係

**令和7年(再イ)第31号**

長崎県佐世保市鹿町町大屋752番地1

再生債務者 松田 悠香

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月17日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

**令和8年(再イ)第1号**

盛岡市岩清水4-16 コーポ石井B号

再生債務者 栃沢 朋樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月25日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(再イ)第10号**

岩手県宮古市茂市第1地割129番地5

再生債務者 佐々木正則

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月25日まで

盛岡地方裁判所宮古支部

**令和7年(再イ)第30号**

福島県伊達市保原町上保原字向台1番地27

再生債務者 大橋 諒

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月25日まで

福島地方裁判所

**令和7年(再イ)第53号**

群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩268番地の1

クラールB号室(前住所)群馬県館林市大街道2丁目14番8号 カンタービレA-102

再生債務者 神山 光輝

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年4月1日まで

前橋地方裁判所太田支部

**令和7年(再イ)第156号**

東京都あきる野市伊奈1033番地13

再生債務者 阪口 昭一

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年4月1日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(再イ)第162号**

東京都東大和市芋窪4丁目1488番地の3サン

ヒルズ202号

再生債務者 宮下 真輝

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年4月1日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(再イ)第18号**

大分県豊後高田市高田2737番地4 エアリーレジデンス・K-II A101  
再生債務者 江原 大吾

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年4月1日まで

大分地方裁判所中津支部個人再生係

**令和7年(再イ)第45号**

宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋912番地4  
再生債務者 外園 智也

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月19日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

**小規模個人再生による書面決議に付する決定****令和7年(再イ)第12号**

神奈川県藤沢市下土棚2041番地の1  
再生債務者 前原 久夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月9日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第3号**

千葉県館山市高井172番地の1 小滝ハイツC  
再生債務者 黒岩三千子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月10日まで

令和8年1月27日

千葉地方裁判所館山支部破産再生係

**令和7年(再イ)第184号**

千葉県船橋市海神町南1丁目1445番地 グランシャリオ誠治館302号  
再生債務者 笠井 拓

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月13日まで

令和8年1月27日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第13号**

山形県酒田市坂野辺新田甲34番地  
再生債務者 佐藤 和幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月17日まで

令和8年1月27日 山形地方裁判所酒田支部

**令和7年(再イ)第17号**

山形県東田川郡庄内町清川字花崎29番地4  
再生債務者 佐藤 利美

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月14日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月17日まで

令和8年1月27日 山形地方裁判所酒田支部

**令和7年(再イ)第38号**

群馬県伊勢崎市波志江町793番地1  
再生債務者 川村 強

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月17日まで

令和8年1月27日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(再イ)第13号**

岐阜県大垣市東前3丁目32番地4  
再生債務者 田中 潤

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月16日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月17日まで

令和8年1月27日 岐阜地方裁判所大垣支部

**令和7年(再イ)第249号**

名古屋市西区五才美町240番地の1 サンハイツ五才美202号  
再生債務者 南里 清二

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月17日まで

令和8年1月27日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第252号**

愛知県海部郡大治町大字西條字附田25番地の10  
再生債務者 牧 祐史

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月17日まで

令和8年1月27日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第258号**

名古屋市中村区中島町2丁目21番地 エクセレントガーデン60 304号  
再生債務者 三谷 恵大

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月17日まで

令和8年1月27日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第273号**

名古屋市瑞穂区市丘町1丁目28番地の1 グランノア瑞穂公園パークレジデンス102号  
再生債務者 渡邊 大祐

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月15日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月17日まで

令和8年1月27日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第48号**

岩手県二戸市米沢字家ノ上13番地1  
再生債務者 平 勇司

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月23日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月18日まで

令和8年1月28日

盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(再イ)第98号**

東京都青梅市梅郷2丁目160番地の8  
再生債務者 奈良 峻充

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月21日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月18日まで

令和8年1月28日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(再イ)第89号**

静岡県藤枝市下当間257番地の5  
再生債務者 本多 祐貴

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月13日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月18日まで

令和8年1月28日

静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第38号**

三重県津市雲出本郷町1292番地  
再生債務者 服部 公敬

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月16日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月18日まで

令和8年1月28日

津地方裁判所再生係

**令和7年(再イ)第40号**

三重県鈴鹿市高岡台3丁目24番17-5号  
再生債務者 黒川 英一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月15日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月18日まで

令和8年1月28日

津地方裁判所再生係

**令和7年(再イ)第31号**

群馬県太田市石原町402番地2  
再生債務者 佐藤 宏紀

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで

令和8年1月23日

前橋地方裁判所太田支部

**令和7年(再イ)第6号**

富山県魚津市天神野新926番地  
再生債務者 関口 隆博

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月14日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで

令和8年1月28日

富山地方裁判所魚津支部

**令和7年（再イ）第34号**

静岡県富士市荒田島町11番73号  
再生債務者 三浦 清和

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月27日

静岡地方裁判所富士支部破産係

**令和7年（再イ）第404号**

大阪府八尾市高安町南2丁目106番地の20  
再生債務者 川上 昌則

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月27日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（再イ）第529号**

大阪府門真市桑才町26番38号  
再生債務者 羽田 誠二

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月27日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（再イ）第73号**

大阪府高石市千代田1丁目25番26—305号  
再生債務者 浅野 克行

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月27日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和7年（再イ）第83号**

堺市中区小阪359番地9 6棟606号  
再生債務者 別荘家具屋こと 平川 哲也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月27日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和7年（再イ）第36号**

和歌山県岩出市曾屋258番地の17  
再生債務者 山田 勝彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月21日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月27日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年（再イ）第18号**

北海道苫小牧市北栄町4丁目3番8号 ドウエル デラ 101号

再生債務者 永井 篤朗

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月16日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月25日まで  
令和8年1月28日

札幌地方裁判所苫小牧支部

**令和7年（再イ）第9号**

奈良市登美ヶ丘6丁目8番13号  
再生債務者 西尾 高治

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月21日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月25日まで  
令和8年1月28日

奈良地方裁判所

**令和7年（再イ）第20号**

長崎県佐世保市白岳町570番地38  
再生債務者 豊村 昌平

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月12日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月19日まで  
令和8年1月22日

長崎地方裁判所佐世保支部

**令和7年（再イ）第23号**

兵庫県宝塚市売布ガ丘16番1—106号  
再生債務者 人位 孝子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月16日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月17日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月17日まで  
令和8年1月27日

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

**令和7年（再イ）第79号**

兵庫県姫路市勝原区山戸573番地2  
再生債務者 リオ総合美装こと 川原 洋一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月9日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月17日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月27日

神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年（再イ）第114号**

兵庫県姫路市野里上野町1丁目10番5号  
再生債務者 所 真吾

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月21日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月17日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月27日

神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年（再イ）第115号**

兵庫県姫路市野里上野町1丁目10番5号  
再生債務者 所 かおり

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月21日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月17日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月27日

神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年（再イ）第30号**

岡山県倉敷市福田町福田2289番地5  
再生債務者 新 啓典

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月17日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月17日まで  
令和8年1月27日

岡山地方裁判所倉敷支部

**令和7年（再イ）第4号**

徳島県阿南市横見町下木戸7番地  
再生債務者 木村 有希

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月20日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月17日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月27日

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月20日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月17日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月27日

徳島地方裁判所阿南支部

**令和7年（再イ）第23号**

長崎県佐世保市春日町29番6号  
再生債務者 横田 慎治

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月20日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月17日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月27日

長崎地方裁判所佐世保支部

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月18日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月18日まで  
令和8年1月28日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

**令和7年（再イ）第50号**

三重県いなべ市藤原町山口535番地  
再生債務者 平根 匡祥

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月18日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月18日まで  
令和8年1月28日

津地方裁判所四日市支部

**令和7年（再イ）第34号**

徳島県板野郡藍住町矢上宇春日50番地6  
再生債務者 山本 浩二

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月21日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月18日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月25日まで  
令和8年1月28日

徳島地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第105号**

広島市中区榎町12番12-201号

再生債務者 福原 伸介

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月6日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月24日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月27日

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第14号**

島根県出雲市松寄下町1297番地

再生債務者 林 浩希

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月27日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月25日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月25日まで  
令和8年1月28日 松江地方裁判所出雲支部

**令和7年(再イ)第15号**

山口県防府市大字牟礼2149番地の2

再生債務者 堀 愛

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月16日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月25日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月25日まで  
令和8年1月28日

山口地方裁判所民事部個人再生係

**小規模個人再生による再生手続廃止****令和7年(再イ)第33号**新潟県小千谷市大字横渡973番地2 ガーデ  
ンテラス101号

再生債務者 渡部 秀斗

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。  
令和8年1月28日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

**給与所得者等再生による再生手続開始****令和7年(再口)第15号**愛知県春日井市気噴町3丁目13番地11 グレイ  
スイヴィラ103号

再生債務者 清野 義昭

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月3日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再口)第4号**

川崎市中原区井田2丁目23番12-1号

再生債務者 佐久間直人

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月24日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**給与所得者等再生による再生計画面案についての意見聴取****令和7年(再口)第13号**神奈川県藤沢市大庭5055番地の14 藤沢西部  
団地3-14-1424

再生債務者 久瀬川知広

- 1 意見聴取に付する再生計画面案 令和8年1月20日付け再生計画面案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年2月12日まで  
令和8年1月28日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再口)第1号**鳥取県鳥取市瓦町458番地 旧住所 鳥取県  
鳥取市江津674番地11

再生債務者 福田 惠美

- 1 意見聴取に付する再生計画面案 令和8年1月23日付け再生計画面案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年2月18日まで  
令和8年1月28日 鳥取地方裁判所民事部

**令和7年(再口)第4号**大阪府和泉市池田下町172番地の1 メゾン  
ドール・U103号

再生債務者 渡邊 宣仁

- 1 意見聴取に付する再生計画面案 令和7年12月25日付け再生計画面案
- 2 書面で意見を述べるができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月27日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**給与所得者等再生による再生計画面認可****令和7年(再口)第6号**

天津市本堅田1丁目25番24号

再生債務者 田中 規子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月28日

大津地方裁判所民事部再生係

**令和7年(再口)第3号**

三重県鈴鹿市庄野羽山4丁目7番12号

再生債務者 安村 強

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月28日 津地方裁判所再生係

**令和7年(再口)第9号**神戸市中央区脇浜海岸通3丁目1番1-301号(従前の住所) 大阪府西区本田2丁目8番  
5号 501

再生債務者 相楽 早苗

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月27日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出

期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

**令和7年(チ)第11号**

沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号

申立人 うるま市

(最後の住所) 京都府京都市山科区御陵大津  
畑町52番地9 ヴィラ山科南102

所在等不明共有者 普久原朝洋

届出期間満了日 令和8年5月8日

令和8年1月20日 那覇地方裁判所沖縄支部  
(別紙) 物件目録

- 1 所在 うるま市石川東恩納納崎原  
地番 379番3  
地目 公衆用道路  
地積 33平方メートル
- 2 所在 うるま市石川東恩納納崎原  
地番 382番2  
地目 雑種地  
地積 65平方メートル
- 3 所在 うるま市石川東恩納納崎原  
地番 384番1  
地目 用悪水路  
地積 22平方メートル
- 4 所在 うるま市石川東恩納納崎原  
地番 384番4  
地目 雑種地  
地積 158平方メートル
- 5 所在 うるま市石川東恩納納崎原  
地番 387番3  
地目 用悪水路  
地積 33平方メートル
- 6 所在 うるま市石川東恩納美川原  
地番 1597番2  
地目 用悪水路  
地積 296平方メートル

7 所在 うるま市石川東恩納美川原  
 地番 1600番1  
 地目 公衆用道路  
 地積 64平方メートル

8 所在 うるま市石川東恩納美川原  
 地番 1600番2  
 地目 公衆用道路  
 地積 1143平方メートル

9 所在 うるま市石川東恩納美川原  
 地番 1604番2  
 地目 公衆用道路  
 地積 88平方メートル

10 所在 うるま市石川東恩納高平原  
 地番 1707番1  
 地目 雑種地  
 地積 114平方メートル

11 所在 うるま市石川東恩納高平原  
 地番 1709番2  
 地目 雑種地  
 地積 200平方メートル

12 所在 うるま市石川東恩納高平原  
 地番 1713番1  
 地目 雑種地  
 地積 271平方メートル

13 所在 うるま市石川東恩納高平原  
 地番 1714番1  
 地目 雑種地  
 地積 163平方メートル

14 所在 うるま市石川東恩納高平原  
 地番 1722番2  
 地目 雑種地  
 地積 912平方メートル

15 所在 うるま市石川東恩納高平原  
 地番 1726番2  
 地目 雑種地  
 地積 87平方メートル

16 所在 うるま市石川東恩納高平原  
 地番 1727番2  
 地目 雑種地  
 地積 38平方メートル

17 所在 うるま市石川東恩納高平原  
 地番 1730番1  
 地目 雑種地  
 地積 135平方メートル

18 所在 うるま市石川東恩納高平原  
 地番 1730番2  
 地目 用悪水路  
 地積 201平方メートル  
 所在等不明共有者 普久原朝淳の持分 1890分の3

**所有者不明土地管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

**令和7年(チ)第3号**  
 山形県新庄市十日町2747番地の2  
 申立人 伊藤 秀樹  
 住所・居所 不明  
 (亡矢口綾子の最後の住所) 東京都練馬区立野町14番21-401号  
 共有者 亡矢口綾子相続財産  
 (不動産登記記録上の所有者) 山形県新庄市鉄砲町2409番地 伊藤 芳  
 届出期間満了日 令和8年3月23日  
 令和8年1月22日 山形地方裁判所新庄支部  
 (別紙) 物件目録  
 所在 新庄市鉄砲町  
 地番 2409番  
 地目 宅地  
 地積 238.01平方メートル  
 不明共有者亡矢口綾子相続財産の共有持分 12分の1

**令和7年(チ)第10号**  
 新潟県糸魚川市梶屋敷302-6  
 申立人 比護とも子  
 亡雨宮和子の最後の住所 大阪府大阪市西区南堀江4丁目30番4号401(不動産登記記録上の住所 東京都大田区山王一丁目35番9号)  
 所有者 亡雨宮和子相続財産  
 (不動産登記記録上の氏名 アメミヤ・カズコ)  
 届出期間満了日 令和8年3月23日  
 令和8年1月21日 新潟地方裁判所高田支部

(別紙) 物件目録

1 所在 糸魚川市大字梶屋敷大字大根免  
 地番 369番2  
 地目 公衆用道路  
 地積 6.81平方メートル

2 所在 糸魚川市大字梶屋敷字峪ノ下  
 地番 306番4  
 地目 公衆用道路  
 地積 2.98平方メートル

**令和7年(チ)第11号**  
 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号  
 申立人 山梨県 代表者知事 長崎幸太郎  
 亡野沢義信の最後の住所 山梨県山梨市歌田386番地4  
 (亡野沢元義の不動産登記記録上の住所) 山梨市東682番地  
 (亡野沢元義の不動産登記記録上の氏名) 野澤元義  
 共有者 (亡野沢元義承継人) 亡野沢義信相続財産  
 届出期間満了日 令和8年3月21日  
 令和8年1月21日 甲府地方裁判所  
 (別紙) 物件目録

1 所在 山梨市東字切通  
 地番 2216番4  
 地目 畑  
 地積 814平方メートル  
 (共有者の共有持分 4分の1)

2 所在 山梨市東字切通  
 地番 2216番6  
 地目 畑  
 地積 963平方メートル  
 (共有者の共有持分 4分の1)

3 所在 山梨市東字切通  
 地番 2216番10  
 地目 畑  
 地積 448平方メートル  
 (共有者の共有持分 4分の1)

**令和7年(チ)第49号**  
 大阪府大東市御領1丁目2番53号C スカイファミリー202号  
 申立人 工藤佳世子

(登記記録事項全部証明書上の住所) 大東市大東町8番16号  
 所有者 株式会社日生工務店  
 届出期間満了日 令和8年3月25日  
 令和8年1月23日 大阪地方裁判所  
 (別紙) 物件目録

1 所在 大東市御領一丁目  
 地番 332番6  
 地目 公衆用道路  
 地積 22.00平方メートル

2 所在 大東市御領一丁目  
 地番 364番15  
 地目 公衆用道路  
 地積 37.00平方メートル

**令和7年(チ)第10号**  
 岡山県倉敷市西阿知町新田638-7  
 申立人 晃和不動産株式会社  
 住所・居所 不明  
 (不動産登記記録上の住所 倉敷市東塚六丁目5番6号)  
 所有者 濱口 政男  
 届出期間満了日 令和8年3月19日  
 令和8年1月22日 岡山地方裁判所倉敷支部  
 (別紙) 物件目録  
 所在 倉敷市粒江字横谷  
 地番 1895番16  
 地目 山林  
 地積 140平方メートル

**令和7年(チ)第15号**  
 香川県高松市三条町36番地1  
 申立人 西川 竜平  
 住所・居所 不明  
 (不動産登記記録上の住所) 高松市三条町35番地1  
 共有者 溝渕 廣通  
 届出期間満了日 令和8年3月19日  
 令和8年1月21日 高松地方裁判所  
 (別紙) 物件目録

1 所在 高松市三条町字悪所  
 地番 35番3  
 地目 公衆用道路  
 地積 178平方メートル  
 持分 178分の99

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月二十二日

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月二日
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月二日

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

(甲) 株式会社平田精機
代表取締役 保坂 誠
(乙) ホープ電子株式会社
代表取締役 保坂 誠

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書を提出
(乙) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月五日

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

(甲) https://www.kose-cosmetology.or.jp
(乙) https://www.kose-kobayashi-sports.or.jp/

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

(甲) 代表理事 小林 一俊
(乙) 公益財団法人コーセー小林スポーツ財団
代表理事 小林 一俊

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

(甲) 岩湖湖ソーラー合同会社
代表社員 株式会社WQ
職務執行者 中西 晃一

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年十二月十一日
(乙) 掲載紙 京都新聞
掲載の日付 令和八年一月二十六日

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

(甲) 京西テクノス株式会社
代表取締役 白井 努
(乙) 株式会社ビオラ
代表取締役 白井 努

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十八日
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月一日

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

(甲) アイシン新和株式会社
代表取締役社長 安藤 英明
(乙) 新和工業株式会社
代表取締役社長 安藤 英明

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月十六日
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月三日

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

(甲) エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社
代表取締役社長 杉浦 由佳
(乙) NGKエレクトロデバイス株式会社
代表取締役社長 富山 裕

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

(甲) optex-fa.jp
(乙) https://www.mfg.optexgroup.co.jp

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

(甲) オプテックス・エフエー株式会社
代表取締役 湯口 翼
(乙) オプテックス・エムエフエー株式会社
代表取締役 福井 真一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十四日  
掲載頁 一三四頁(号外第一四一頁)

令和八年二月五日  
大阪府門真市大字門真一〇〇六番地  
(甲) パナソニック ホール  
ディングス株式会社  
代表取締役 楠見 雄規

大阪府門真市大字門真一〇〇六番地  
(乙) パナソニック株式会社  
代表取締役 品田 正弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月四日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://panasonic.co.jp/is-c/>  
掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十七日  
掲載頁 一三三頁(号外第一四六号)

令和八年二月五日  
大阪府門真市末広町二番四〇号  
(甲) パナソニックインフォメーション  
システムズ株式会社  
代表取締役 阿部 裕

東京都港区東新橋二丁目二番七号  
(乙) パナソニックソリユーションテク  
ノロジー株式会社  
代表取締役 伊藤 一義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月四日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
<https://panasonic.co.jp/is-c/>

(甲) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月五日  
掲載頁 五十六頁(号外第一二四号)

令和八年二月五日  
大阪府門真市末広町二番四〇号  
(甲) パナソニックインフォメーション  
システムズ株式会社  
代表取締役 阿部 裕

東京都中央区築地五丁目三番三三  
(乙) パナソニックネットソリユーションズ株式会社  
代表取締役 南部 和彦

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社ワークスワークス(乙)、東京都千代田区丸の内三丁目三番一号)のユニットハウス事業に関する権利義務を承継することになりましたので公告します。効力発生日は令和八年四月一日であり、当社は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ずに会社分割を決定しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月三十日  
掲載頁 一三九頁(号外第一四八号)

令和八年二月五日  
東京都新宿区高田馬場一丁目二九番九号  
ワイムシェアリング株式会社  
代表取締役 佐藤 直史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は、乙のシステム(甲)の提供する暗号資産及び外国為替に関わる取引等並びにこれらに付随する業務を行うためのものに限り、オンプレミス環境で構築されたものを除く。の開発・運用・保守等事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。効力発生日は、令和八年四月一日を予定しております。甲は会社法第七九六条第一項本文、乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会決議を経ずに吸収分割を行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
<https://coin.z.com.jp/>

(甲) 掲載 官報  
掲載の日付 令和八年二月五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三三  
(甲) G M Oコイン株式会社  
代表取締役 石村 富隆

東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三三  
(乙) G M Oフィナンシャルホールディングス株式会社  
代表取締役 石村 富隆

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により、株式会社パシフィックコンサルタンツ株式会社(乙、住所東京都千代田区神田錦町三丁目二番地)の公民連携事業(民側実施事業)に関する権利義務を承継することになりましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和八年一月三十日  
掲載頁 一四一頁(号外第二十一号)

令和八年二月五日  
東京都千代田区九段南一丁目六番五号  
プロジェクトブレイン株式会社  
代表取締役社長 坂口 裕志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営業部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年七月三日  
掲載頁 六十頁(号外第一五二号)

令和八年二月五日  
愛知県名古屋瑞穂区須田町二番五十六号  
(甲) 日本ガイシ株式会社  
代表取締役社長 小林 茂

山口県美祢市大嶺町東分字岩倉二七〇番一  
(乙) N G Kエレクトロデバイス株式会社  
代表取締役社長 富山 裕

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙のグループ工場運営管理およびEMS(電子機器製造受託サービス)に係る事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
<https://www.oplex.co.jp/>  
<https://www.rmg.oplexgroup.co.jp/>

(甲) オプテックス株式会社  
代表取締役 池田 和男

(乙) オプテックス・エムエフジー株式会社  
代表取締役 福井 真一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む全事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和八年一月二十三日  
掲載頁 第二頁  
令和八年二月五日  
大分県日田市大字大肥二二二〇番地の一  
(甲) 井上酒造株式会社  
代表取締役 井上 百合  
大分県日田市大字大肥二二二〇番地の一  
(乙) 株式会社井上酒造  
代表取締役 井上 百合

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社エムグロ(住所京都市西京区大枝北沓掛町五丁目一

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月五日

代表取締役 藤原 薫

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和八年二月五日

代表取締役 小林 英一

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和八年二月五日

代表取締役 大場 大介

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和八年二月五日

代表取締役 田谷 和正

令和八年二月五日

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和八年二月五日

代表社員 丸山 洋美

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和八年二月五日

代表社員 新里 善隆

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和八年二月五日

代表社員 平山 隆道

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和八年二月五日

代表社員 戸田 遥

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和八年二月五日

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和八年二月五日

代表社員 井上 正志

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和八年二月五日

代表社員 麻生 一男

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和八年二月五日

代表社員 シメオン・ジョージ・ジョ

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和八年二月五日

代表社員 佐藤 稜輔

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

代表取締役 能勢 祐子

令和八年二月五日

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

代表社員 榎本 哲哉

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

代表取締役 能勢 祐子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千六百二十七万五千円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。令和八年二月五日

東京都中央区日本橋本町二丁目三番一七号

RIBS株式会社

代表取締役 大木 隆生

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を二百万円減少し、一万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。令和八年二月五日

長野県諏訪市小和田南一番五号 有限会社ヤジマ設備工業 代表取締役 矢島 信一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。令和八年二月五日

岐阜県中津川市茄子川二〇七九番地の一〇三 有限会社テレコム 代表取締役 若森 章治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千五十万円減少し二千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年三月十一日であり、株主総会の決議は、令和八年一月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報 掲載の日付 令和八年一月五日 掲載頁 七十二頁(号外第一号)

令和八年二月五日

三重県三重郡菟野町大字菟野一三二五番地

パイオコモ株式会社

代表取締役 福村 正之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五万円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月二十八日 掲載頁 一八四頁(号外第一七一号)

京都市下京区中堂寺栗田町九三番地京都リサーチパーク六号館二階 DXHUB株式会社 代表取締役 澤田 賢二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千七百万円減少し四百八十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年三月十六日であり、株主総会の決議は、令和八年一月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。令和八年二月五日

山口県下関市川中豊町七丁目一四番六号 有限会社アトム・コミュニケーションズ 代表取締役 山根 憲治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年一月二十九日 掲載頁 十四頁

神奈川県横浜市神奈川区金港町一番地四 横浜イーストスクエア七階 長興材料工業株式会社 代表取締役 鄭 傳能

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を八億五千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年一月九日 掲載頁 二頁

兵庫県養父市丹戸八六番地の二 株式会社マックアース 代表取締役 一ノ本達己

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六千三百五十万円、資本準備金の額を三億一千三百五十万円減少し、それぞれ三千万円、〇円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しております。

掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年八月二十九日 掲載頁 三頁

神戸市中央区港島中町六丁目八番二 株式会社ベバ 代表取締役 卜部 正寿

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十四億五千万円、資本準備金の額を二十七億七千四百万円減少し、それぞれ零円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年三月三十日であり、株主総会の承認決議(会社法第三一九条第一項)に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意を予定し、令和八年二月十日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年七月三日 掲載頁 六十頁(号外第一五二号)

令和八年二月五日

山口県美祢市大嶺町東分字岩倉二七〇一番一 NKGエレクトロデバイス株式会社

代表取締役社長 富山 裕

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月七日以降令和八年三月三十日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分、資本準備金の額を当該株式発行により増加する資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

また、当社は、令和八年三月七日以降令和八年三月三十日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合には、利益準備金の額を七千五百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年六月二十四日 掲載頁 一八頁(号外第一四一号)

福岡県久留米市日吉町二四番地の二 モデルクレジット株式会社 代表取締役 二又 一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年二月五日

栃木県小山市大字渡井七七九番地

ティーエス生コン株式会社 代表取締役 矢澤 秀樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年二月五日

東京都港区三田三丁目四番二号 株式会社宮本工業所 代表取締役 宮本 正祥

